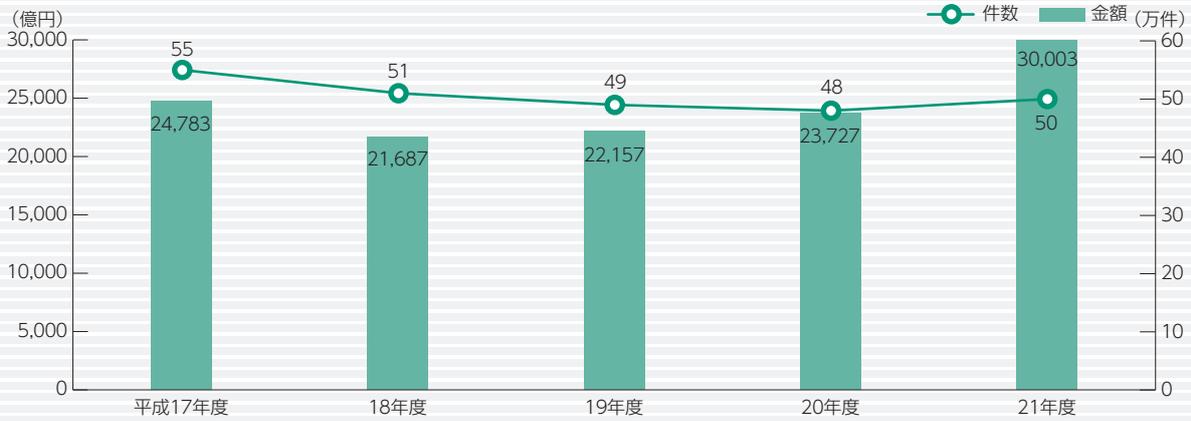


1	業務実績	76
2	財務の状況	92
3	参考情報	169
4	日本政策金融公庫法	174

1 融資実績の推移

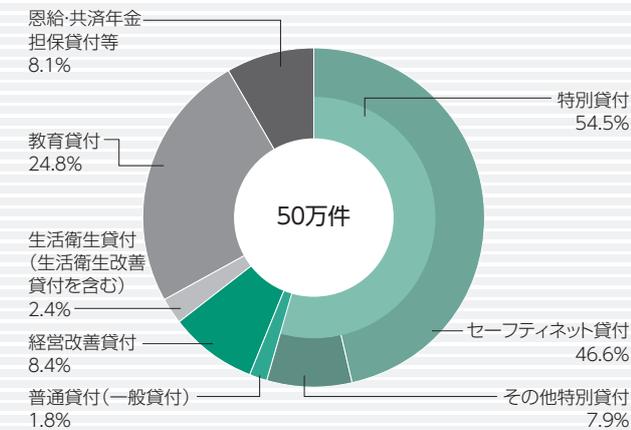


(注)平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

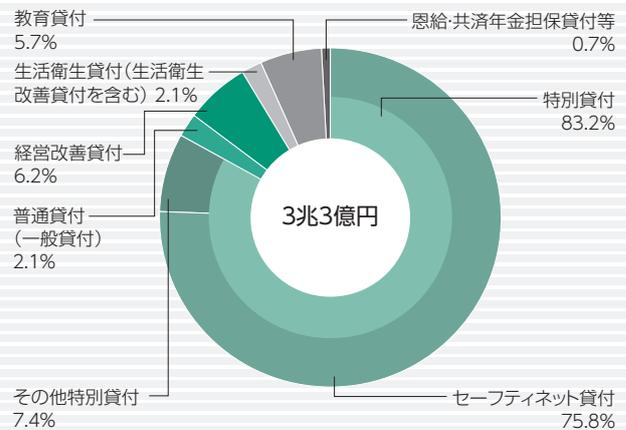
件数

(平成21年度)

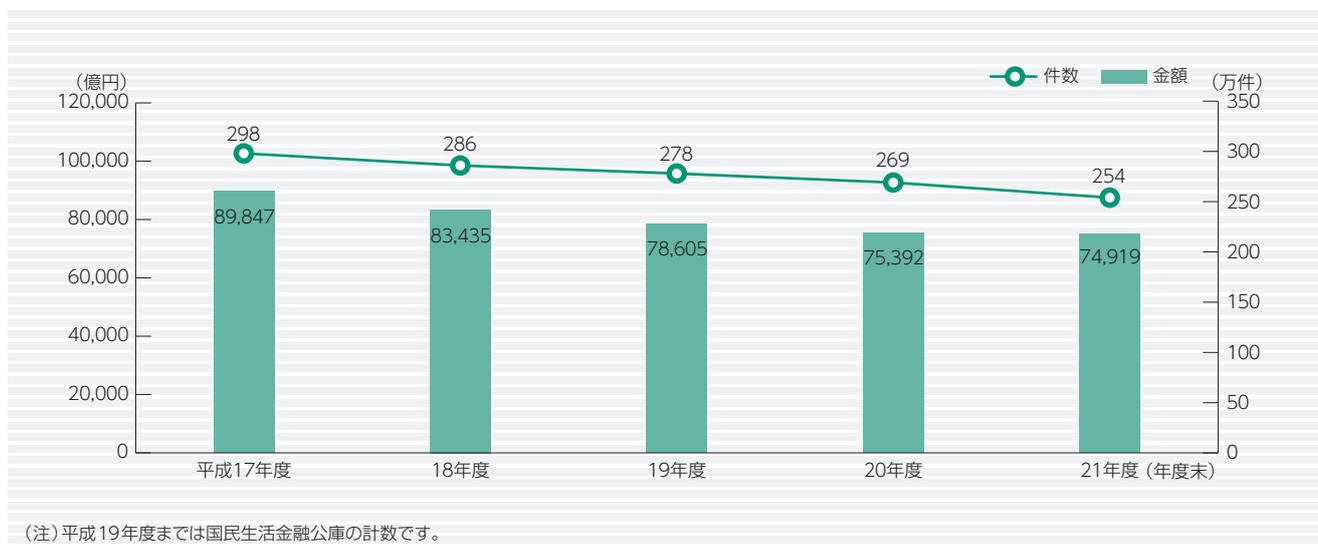


金額

(平成21年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳 (事業資金)

(単位:億円、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
製造業	9,589 (12.2)	8,580 (11.9)	7,887 (11.6)	7,641 (11.7)	7,996 (12.2)
卸売・小売業	18,947 (24.2)	17,354 (24.0)	16,267 (24.0)	15,604 (23.9)	15,722 (24.1)
飲食店、宿泊業	7,255 (9.2)	6,723 (9.3)	6,265 (9.2)	5,974 (9.1)	5,790 (8.9)
サービス業	15,323 (19.5)	14,509 (20.1)	13,881 (20.4)	13,585 (20.8)	13,704 (21.0)
建設業	11,356 (14.5)	10,542 (14.6)	10,160 (15.0)	9,921 (15.2)	10,195 (15.6)
その他	15,968 (20.4)	14,599 (20.2)	13,448 (19.8)	12,603 (19.3)	11,898 (18.2)
合計	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)

- (注) 1. 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
 2. 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
 3. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 4. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳 (生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
飲食店関係営業	3,712 (49.2)	3,316 (48.8)	2,951 (48.6)	2,641 (48.2)	2,338 (47.6)
旅館業	1,572 (20.8)	1,430 (21.0)	1,274 (21.0)	1,157 (21.1)	1,049 (21.4)
美容業	973 (12.9)	894 (13.2)	821 (13.5)	760 (13.9)	699 (14.2)
理容業	602 (8.0)	544 (8.0)	483 (8.0)	429 (7.8)	377 (7.7)
浴場業	363 (4.8)	332 (4.9)	303 (5.0)	280 (5.1)	256 (5.2)
クリーニング業	204 (2.7)	176 (2.6)	152 (2.5)	135 (2.5)	120 (2.5)
食肉販売業	67 (0.9)	54 (0.8)	43 (0.7)	37 (0.7)	33 (0.7)
興行場営業	32 (0.4)	28 (0.4)	27 (0.5)	24 (0.4)	24 (0.5)
その他	24 (0.3)	20 (0.3)	15 (0.3)	12 (0.2)	12 (0.3)
合計	7,552 (100.0)	6,798 (100.0)	6,073 (100.0)	5,481 (100.0)	4,912 (100.0)

(注) 1.平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2.()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
運転	39,811 (50.8)	36,618 (50.6)	35,237 (51.9)	35,709 (54.7)	39,998 (61.2)
設備	38,628 (49.2)	35,691 (49.4)	32,674 (48.1)	29,621 (45.3)	25,310 (38.8)
合計	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)

(注) 1.平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
3.()内は、構成比です。

7 融資先企業数

(単位:企業)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
融資先企業数	1,330,094	1,256,150	1,194,111	1,135,110	1,084,043

(注) 1.平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1企業あたりの平均融資残高	5,897	5,756	5,687	5,755	6,024

(注) 1.平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育貸付	11,004	10,753	10,358	9,749	9,326
恩給・共済年金担保貸付	388	357	323	301	275

(注) 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
300万円以下	119,079 (36.3)	115,452 (37.9)	112,664 (36.9)	115,962 (36.4)	106,525 (31.2)
300万円超500万円以下	76,385 (23.3)	70,621 (23.2)	69,577 (22.8)	69,891 (21.9)	66,327 (19.4)
500万円超800万円以下	52,630 (16.0)	47,858 (15.7)	46,982 (15.4)	47,169 (14.8)	51,267 (15.0)
800万円超	80,053 (24.4)	70,499 (23.2)	76,292 (25.0)	85,615 (26.9)	117,463 (34.4)
合計	328,147 (100.0)	304,430 (100.0)	305,515 (100.0)	318,637 (100.0)	341,582 (100.0)

(注) 1.平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。
3.()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4人以下	218,757 (66.7)	204,858 (67.3)	200,413 (65.6)	207,975 (65.3)	221,528 (64.8)
5人～9人	67,736 (20.6)	62,036 (20.4)	64,354 (21.1)	67,061 (21.0)	73,039 (21.4)
10人～19人	27,813 (8.5)	25,093 (8.2)	26,857 (8.8)	28,029 (8.8)	30,985 (9.1)
20人以上	13,766 (4.2)	12,397 (4.1)	13,862 (4.5)	15,546 (4.9)	16,008 (4.7)
合計	328,072 (100.0)	304,384 (100.0)	305,486 (100.0)	318,611 (100.0)	341,560 (100.0)

(注) 1.平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3.()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

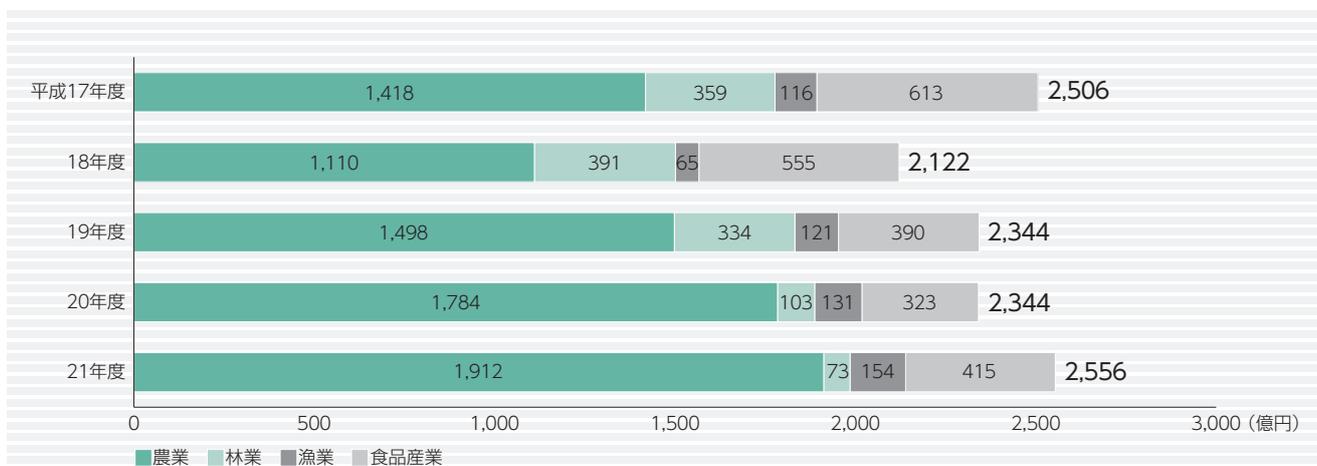
(単位:件、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
無担保融資	247,473 (75.8)	238,467 (78.6)	245,086 (80.4)	256,390 (80.6)	267,088 (78.3)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	77,945 (23.9)	64,501 (21.2)	59,425 (19.5)	61,659 (19.4)	74,105 (21.7)
	有価証券	179 (0.1)	110 (0.0)	61 (0.0)	44 (0.0)	37 (0.0)
	信用保証協会	792 (0.2)	476 (0.2)	201 (0.1)	16 (0.0)	0 (0.0)
	その他	15 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)	3 (0.0)	1 (0.0)
合計	326,404 (100.0)	303,559 (100.0)	304,778 (100.0)	318,112 (100.0)	341,231 (100.0)	

(注) 1.平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2.普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3.()内は構成比です。
4.一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」および「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

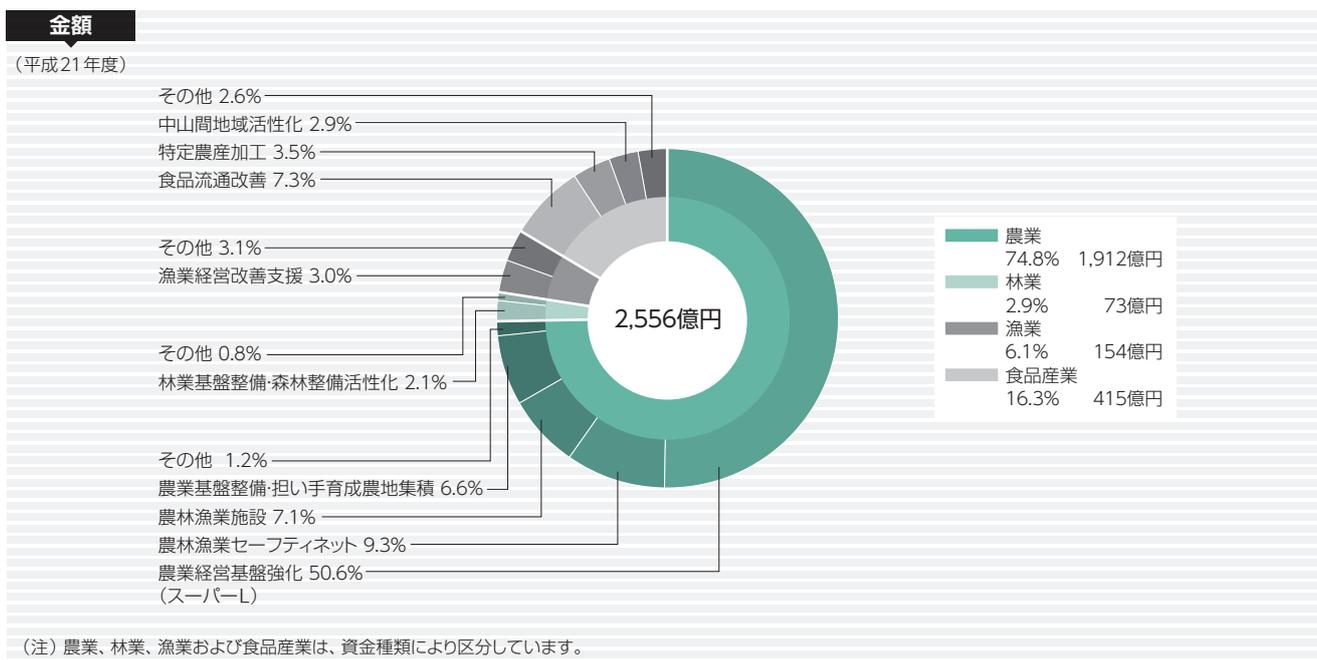
農林水産事業

1 融資実績の推移



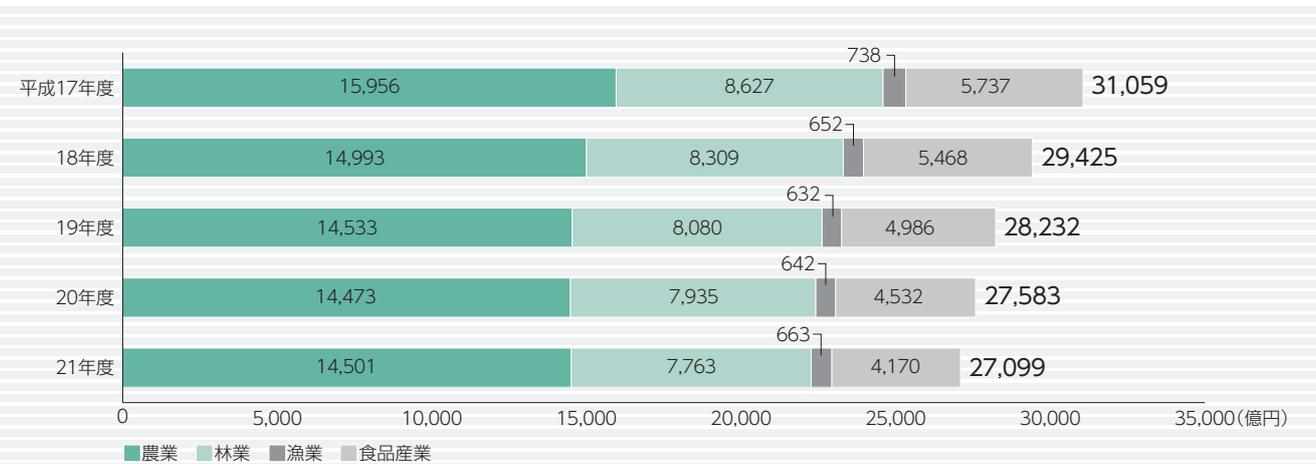
(注) 1.平成20年9月までは、農林漁業金融公庫の計数です。
2.農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

2 融資実績の内訳



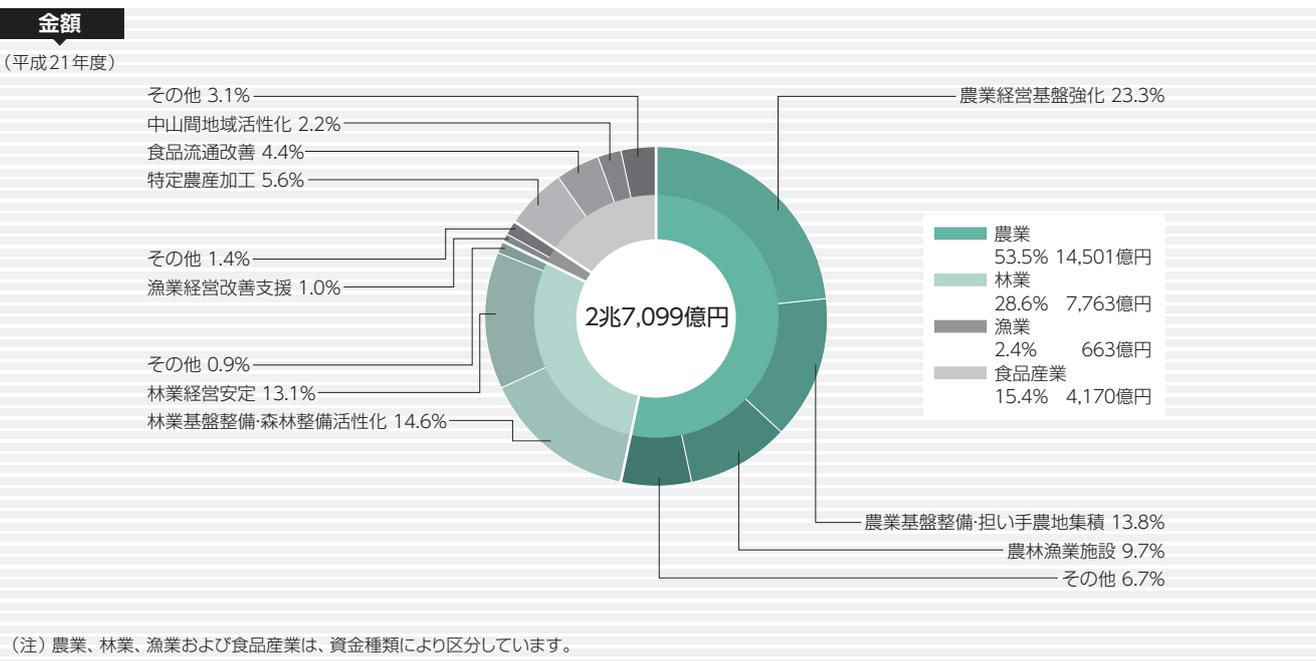
(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

3 融資残高の推移

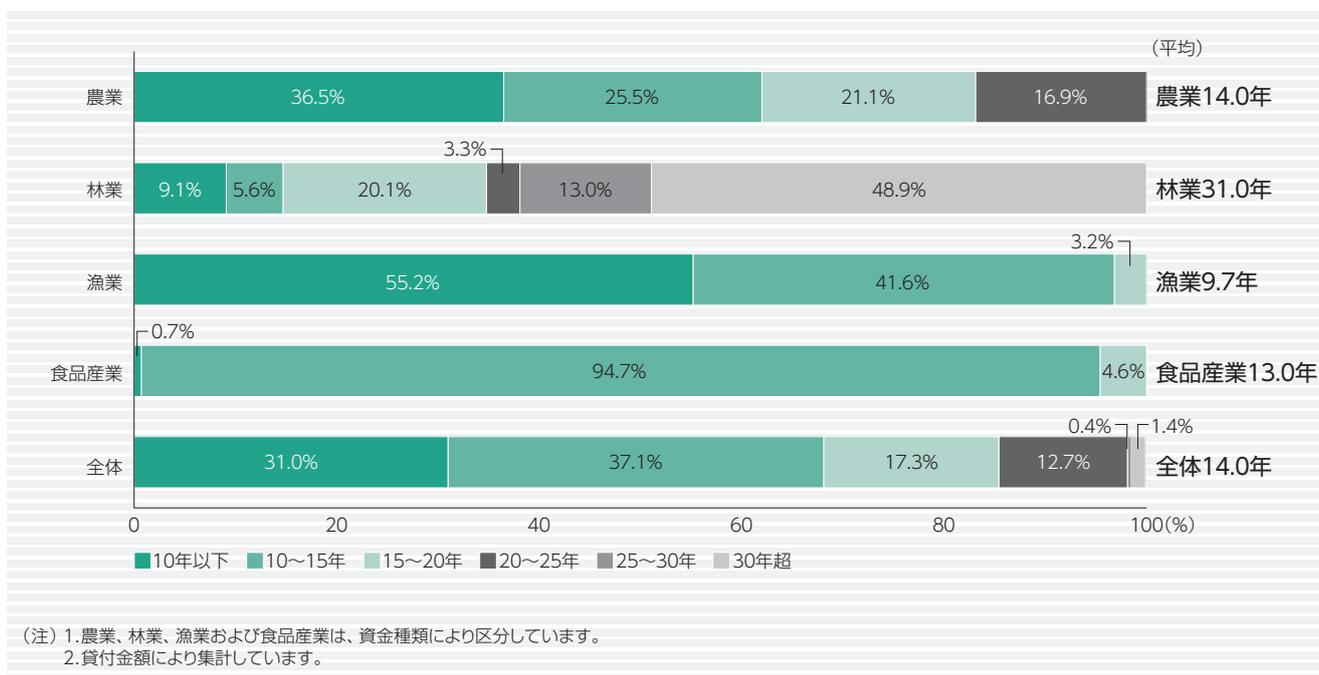


(注) 1. 平成19年度までは、農林漁業金融公庫の計数です。
2. 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

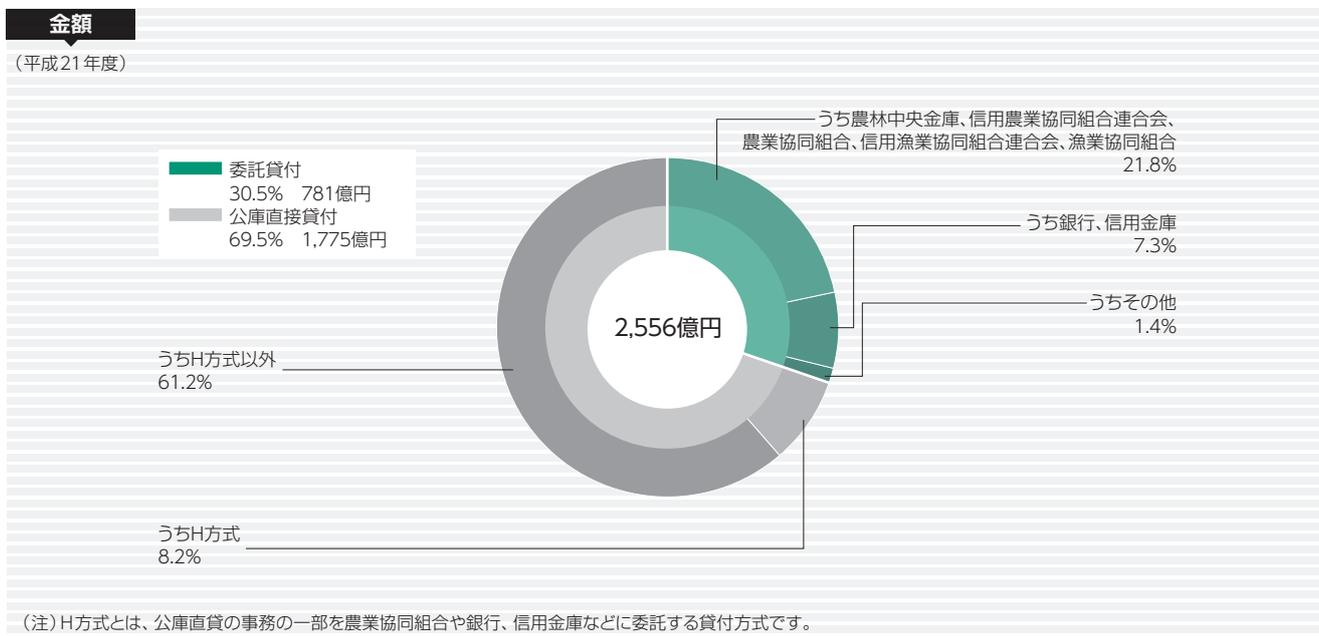
4 融資残高の業種別・資金使途別内訳



5 償還期間別の融資状況 (平成21年度)



6 取扱金融機関別の融資状況



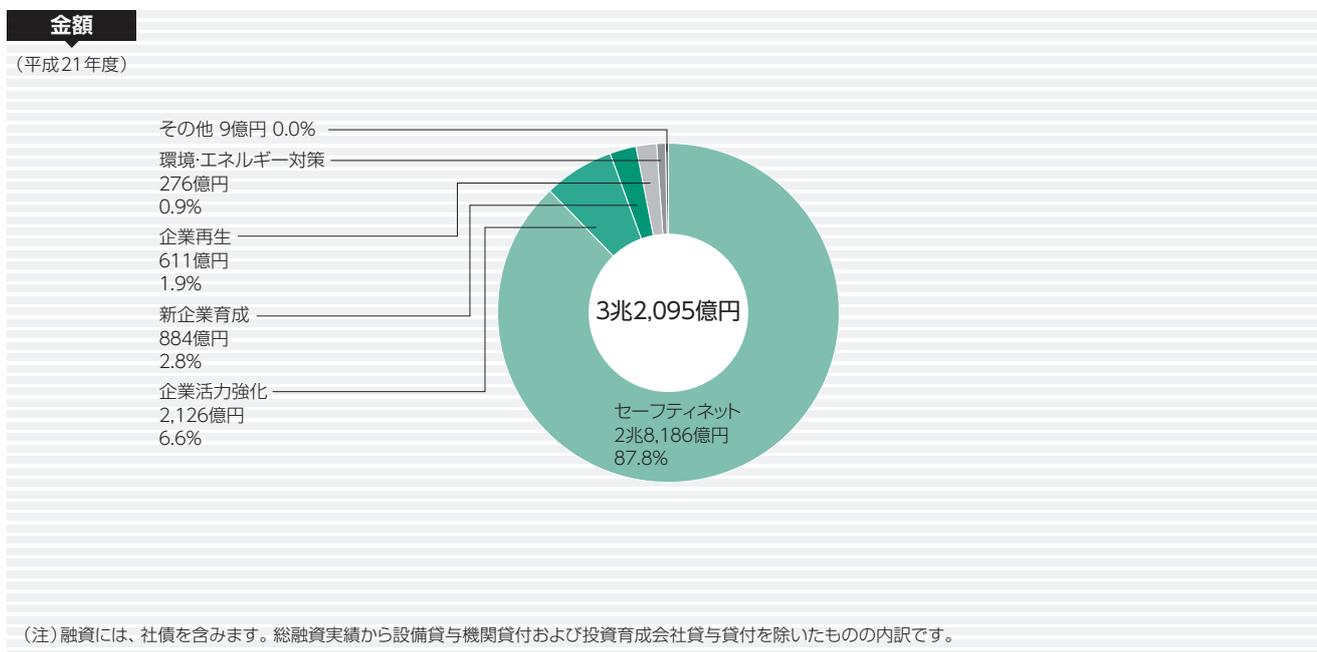
中小企業事業

I. 融資業務

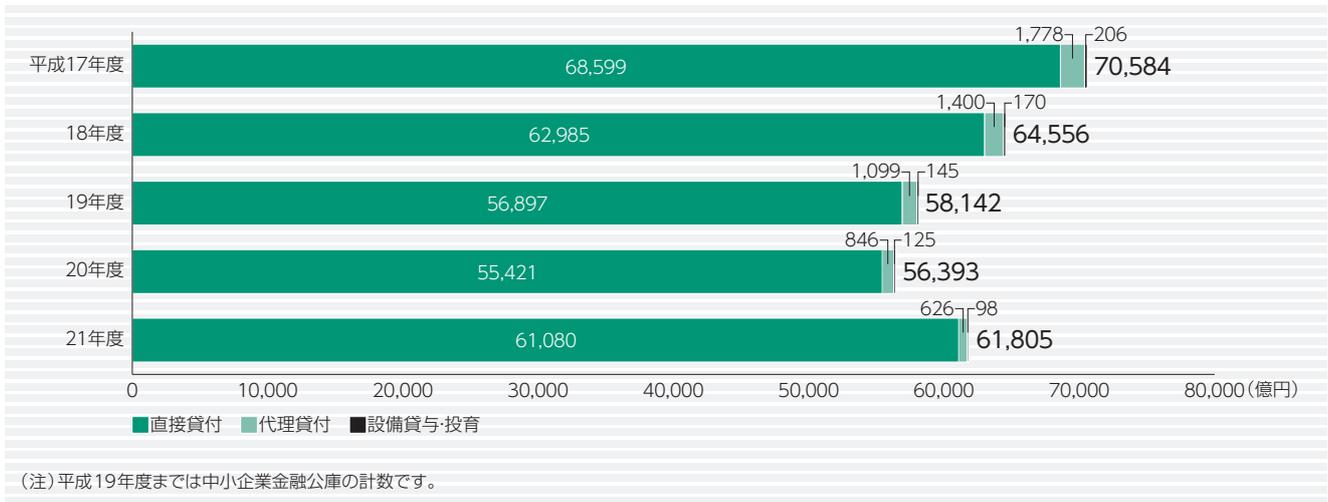
1 融資実績の推移



2 融資実績の内訳



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
製造業	34,713 (49.3)	31,629 (49.1)	28,143 (48.5)	27,489 (48.9)	30,073 (48.7)
建設業	4,190 (6.0)	3,728 (5.8)	3,224 (5.6)	2,961 (5.3)	3,281 (5.3)
物品販売業	11,227 (16.0)	10,141 (15.8)	9,142 (15.8)	8,963 (15.9)	10,254 (16.6)
運輸・情報通信業	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)	4,999 (8.6)	4,817 (8.6)	5,400 (8.8)
サービス業	7,303 (10.4)	6,986 (10.9)	6,591 (11.4)	6,497 (11.5)	6,547 (10.6)
その他	7,091 (10.1)	6,504 (10.1)	5,898 (10.2)	5,541 (9.8)	6,151 (10.0)
合計	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
運転	34,054 (48.4)	29,819 (46.3)	25,819 (44.5)	26,187 (46.5)	36,009 (58.4)
設備	36,323 (51.6)	34,566 (53.7)	32,177 (55.5)	30,080 (53.5)	25,697 (41.6)
合計	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. ()内は構成比です。

6 融資先企業数

(単位:企業)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
融資先企業数	47,984	46,717	45,438	44,519	46,139

(注) 1.平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2.直接貸付先数です。

7 1企業あたりの平均融資残高

(単位:百万円)

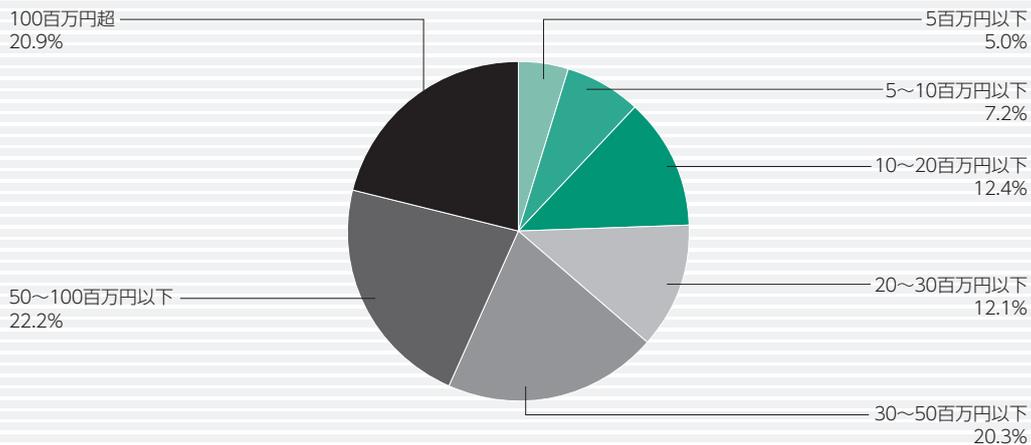
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1企業あたりの平均融資残高	142	134	125	124	132

(注) 1.平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。
2.直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

融資割合(内訳)

(平成21年度)

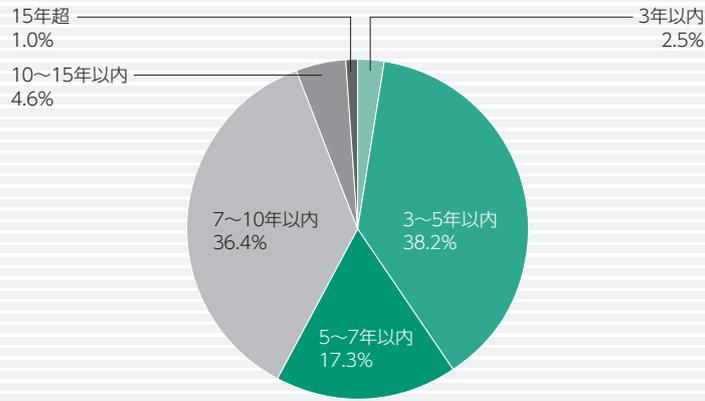


(注) 件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

融資割合(内訳)

(平成21年度)



(注)金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(※1)	418	—	—
保証型 ^(※2)	31	—	—
信託受益権等保有残高^(※3)、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	58	40	28
保証型(保証債務残高)	189	416	165

(※1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(※2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(※3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

III. 信用保険業務

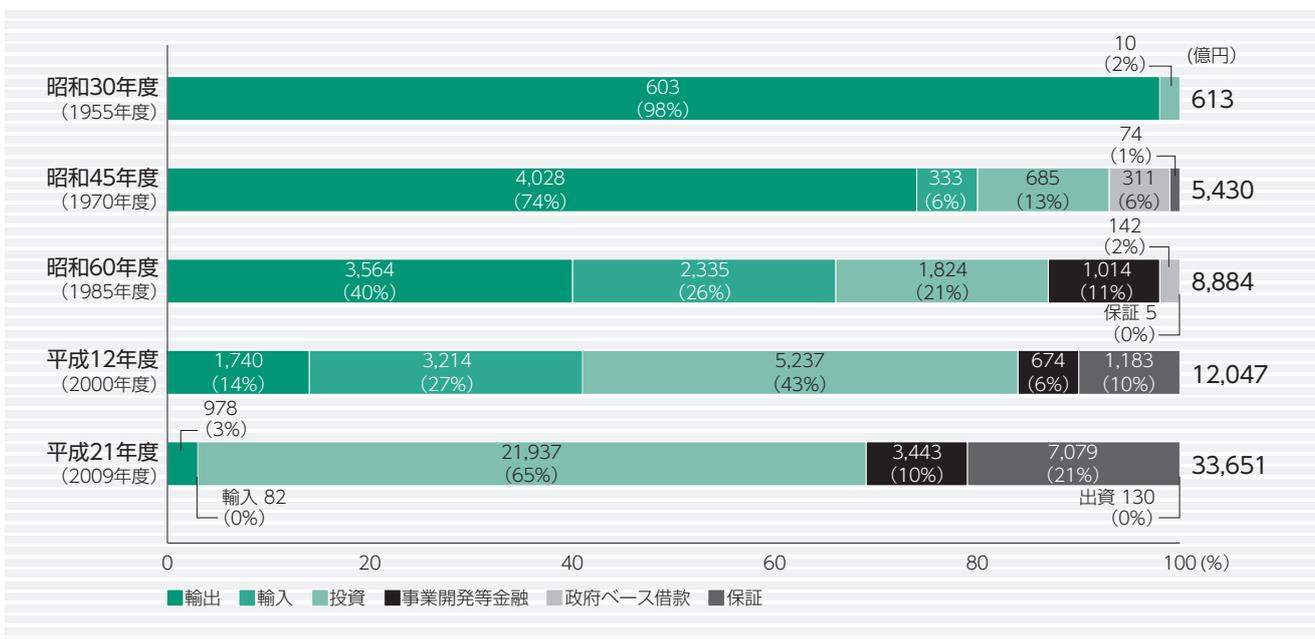
(単位:億円)

科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	128,654	186,629	161,164
信用保証協会貸付	4,621	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	0	—	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	297,397	345,787	363,680
信用保証協会貸付	4,621	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	3	1	1
機械類信用保険 ^(※)	7,512	3,219	1,113

(※) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

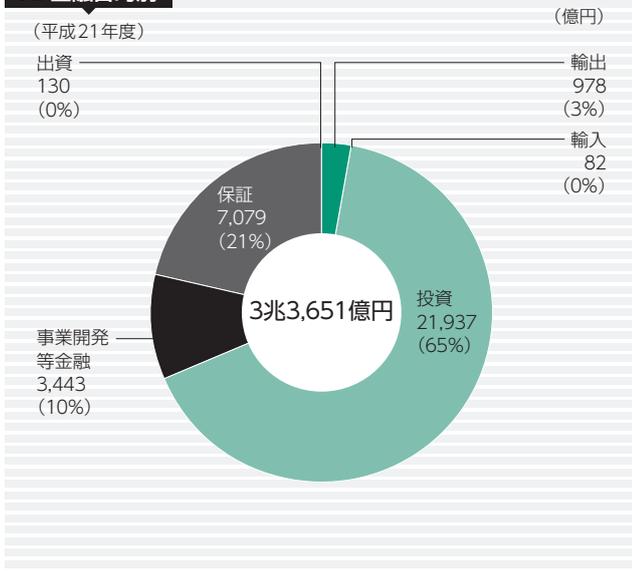
国際協力銀行(JBIC)

1 出融資保証実績の推移(承諾額)

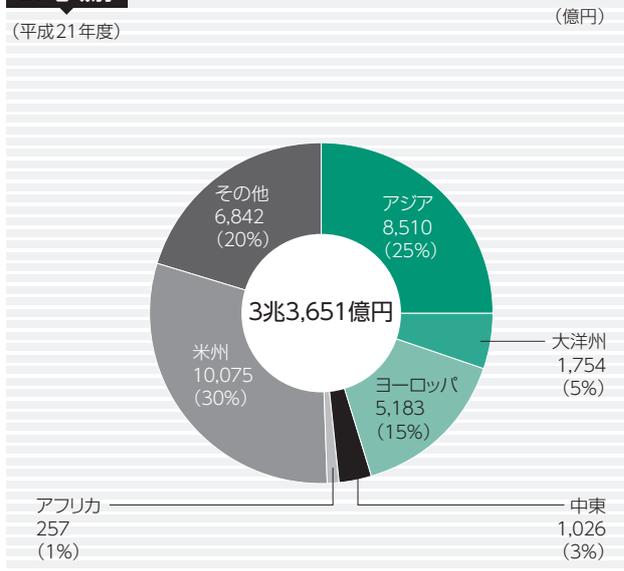


2 出融資保証承諾状況(内訳)

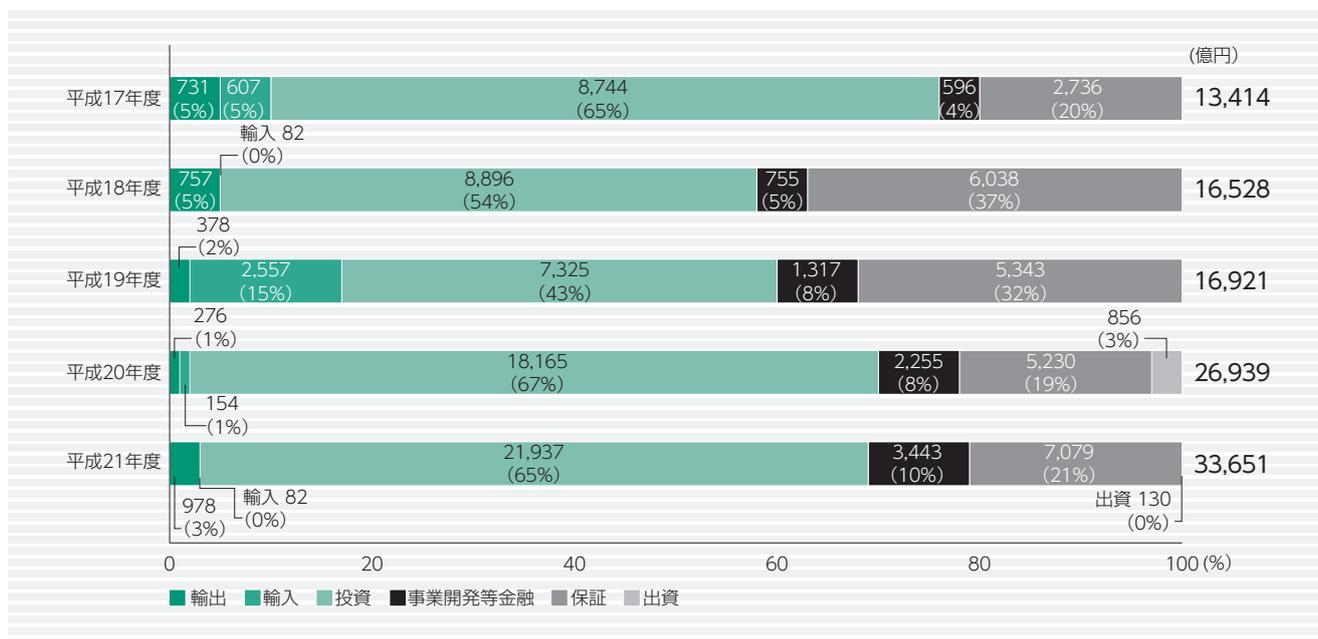
A. 金融目的別



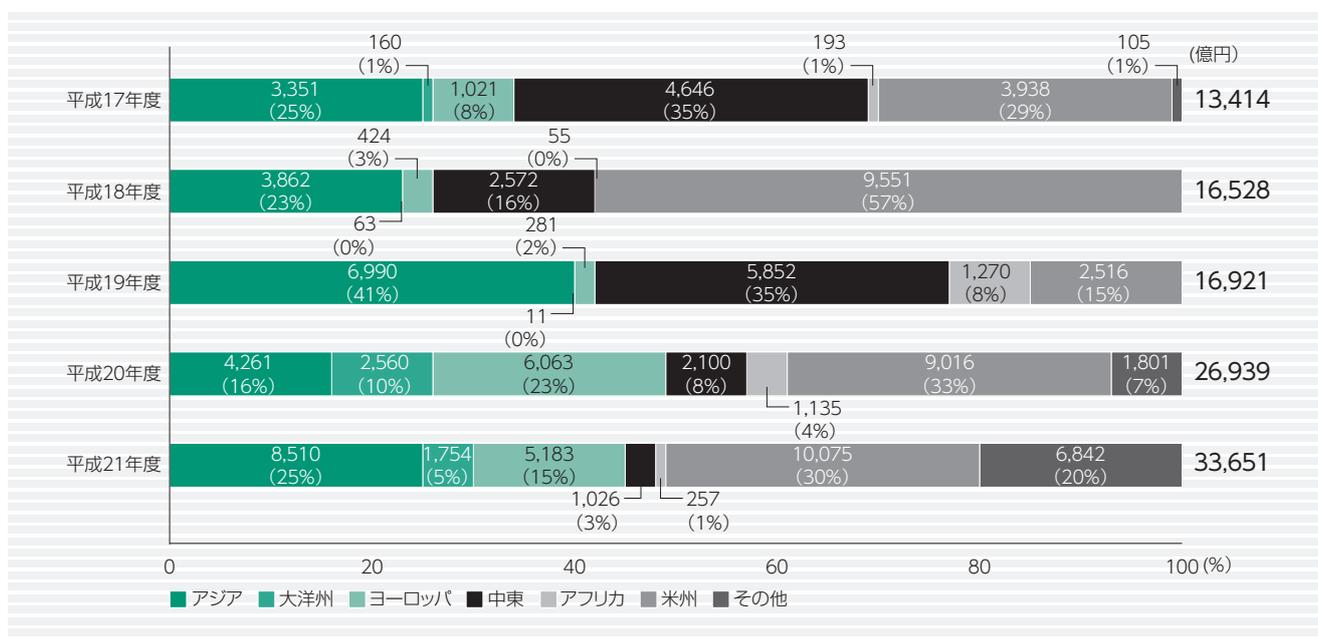
B. 地域別



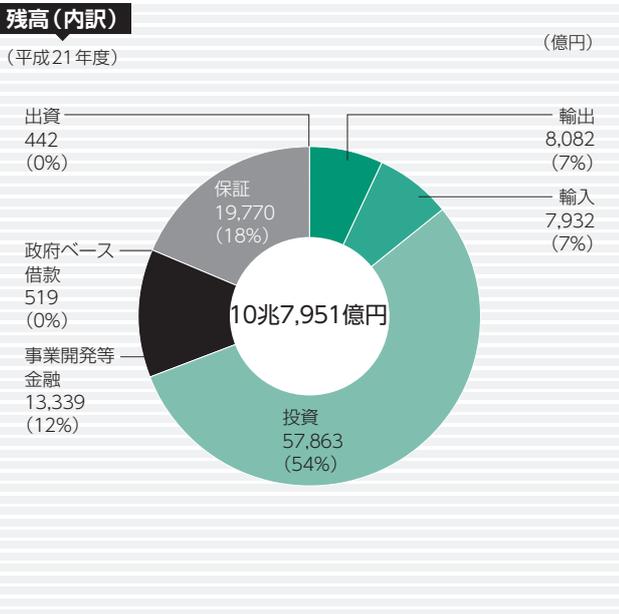
3 金融目的別出融資保証承諾状況推移



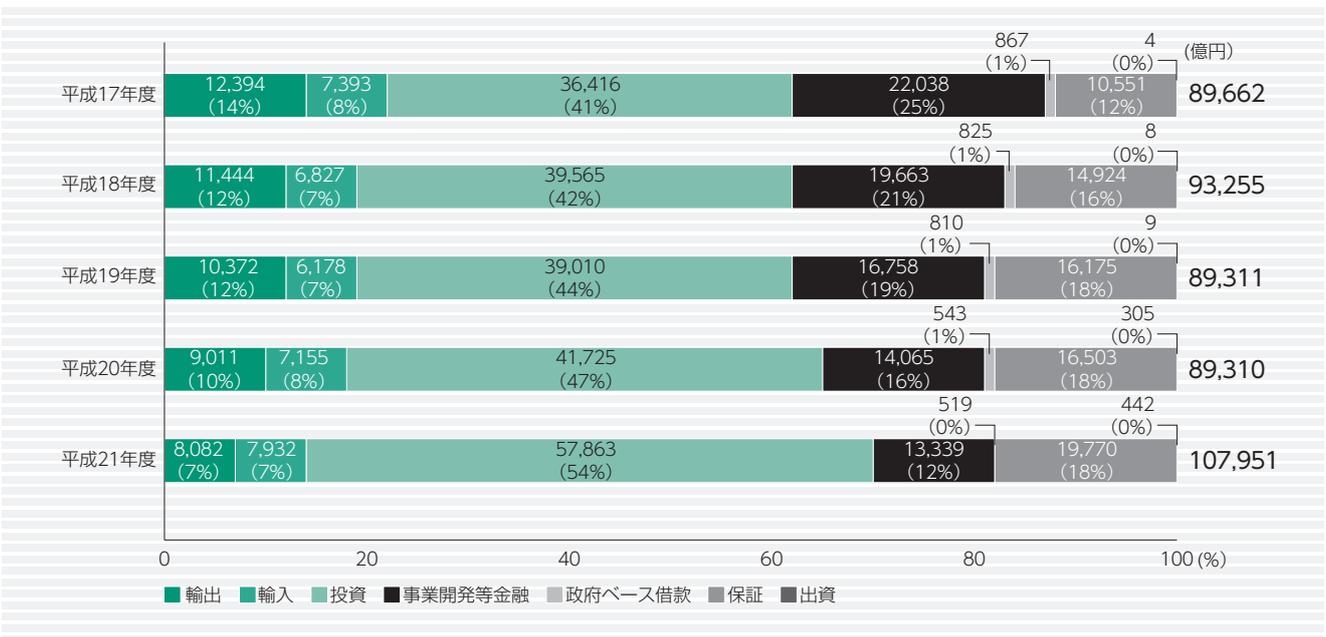
4 地域別出融資保証承諾状況推移



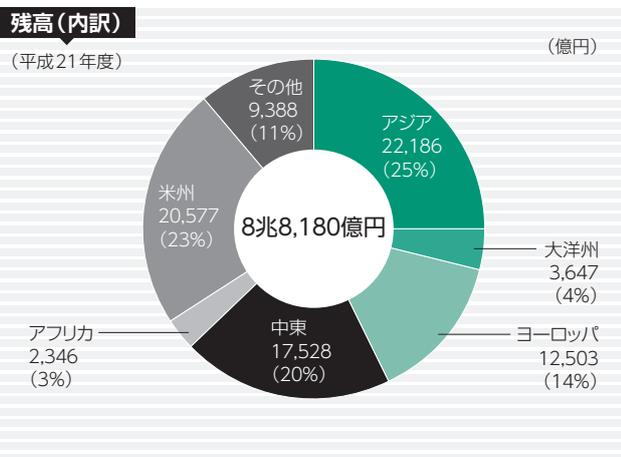
5 金融目的別出融資保証残高状況（内訳）



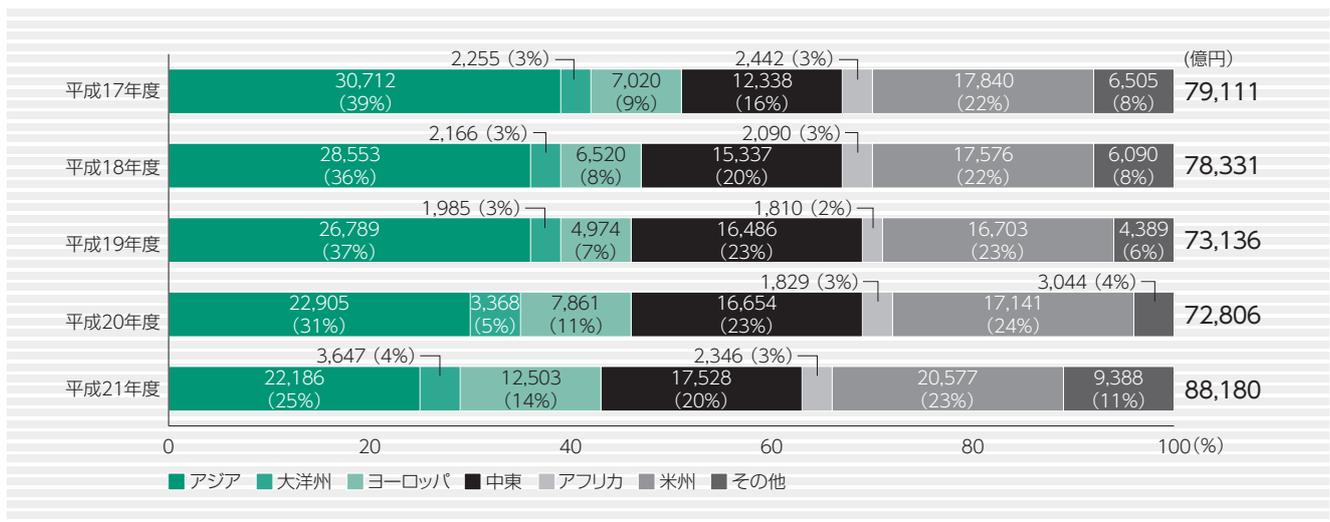
6 金融目的別出融資保証残高状況推移



7 地域別出融資残高状況(内訳)



8 地域別出融資残高状況推移



9 貸付金業種別内訳残高(平成21年度)

(単位:百万円)

業種別	合計	
	件数	貸出額
製造業	128	772,455
鉱業、採石業、砂利採取業	10	221,609
建設業	2	2,260
電気・ガス・熱供給・水道業	5	59,018
情報通信業	2	5,996
運輸業、郵便業	8	212,734
卸売業	24	770,275
金融業、保険業	21	1,095,391
物品賃貸業	44	44,968
海外円借款、国内店名義現地貸	459	5,589,092
合計	703	8,773,803
うち中小企業向け	47	4,061

(注) 中小企業とは、国内の資本金または出資金が3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業またはサービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業またはサービス業は100人、小売業は50人)以下の会社および個人です。

危機対応円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成20年 10月～ 21年3月計	21年4月～ 9月計	21年10月 ～12月計	22年1月	22年2月	22年3月	計		
								うち日本政策 投資銀行向け	うち商工中金 向け
トゥーステップ・ローン	14,301	26,450	5,291	1,251	1,464	4,235	52,994	38,394	14,600
貸付け等	11,303	23,051	5,291	1,251	1,464	4,235	46,597	31,997	14,600
CP取得	2,998	3,398	—	—	—	—	6,397	6,397	—
損害担保	3,451	10,496	3,978	942	961	1,740	21,571	2,635	18,935
貸付け等	3,451	10,196	3,978	942	961	1,740	21,271	2,335	18,935
CP取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出資	—	300	—	—	—	—	300	300	—

(注) 1. 上表のトゥーステップ・ローンの実績は、公庫が平成22年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2. 上表の損害担保のうち、

貸付け等の実績は、指定金融機関が平成22年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が平成22年5月10日までに補償応諾した引受金額です。

出資(改正産活法県連)の実績は、公庫が補償応諾して指定金融機関が平成22年3月末までに出資を履行した引受金額です。

3. 利子補給の実績はありません(平成22年3月末現在)。

財務の状況

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,734,767	借入金	21,220,659
現金	236	借入金	21,220,659
預け金	3,734,531	社債	5,949,515
買現先勘定	22,983	寄託金	37,288
有価証券	76,797	保険契約準備金	1,439,474
国債	21,134	その他負債	121,612
社債	6,111	未払費用	70,796
株式	2,030	前受収益	25,713
その他の証券	47,522	金融派生商品	1,600
貸出金	29,178,591	リース債務	6,824
証書貸付	29,178,591	その他の負債	16,677
その他資産	771,262	賞与引当金	5,332
前払費用	249	役員賞与引当金	26
未収収益	62,525	退職給付引当金	204,332
金融派生商品	693,022	役員退職慰労引当金	72
代理店貸	2,768	補償損失引当金	87,310
その他の資産	12,695	支払承諾	1,993,974
有形固定資産	282,008	負債の部合計	31,059,599
建物	30,171	(純資産の部)	
土地	246,787	資本金	3,251,797
リース資産	3,940	資本剰余金	2,405,103
建設仮勘定	140	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	969	資本準備金	2,223,603
無形固定資産	12,475	利益剰余金	△ 1,222,398
ソフトウェア	6,967	利益準備金	728,808
リース資産	2,550	その他利益剰余金	△ 1,951,207
その他の無形固定資産	2,957	繰越利益剰余金	△ 1,951,207
支払承諾見返	1,993,974	株主資本合計	4,434,501
貸倒引当金	△ 438,653	その他有価証券評価差額金	△ 687
		繰延ヘッジ損益	140,795
		評価・換算差額等合計	140,107
		純資産の部合計	4,574,609
資産の部合計	35,634,209	負債及び純資産の部合計	35,634,209

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	751,079
資金運用収益	543,723
貸出金利息	503,189
有価証券利息配当金	765
買現先利息	40
預け金利息	4,090
金利スワップ受入利息	35,617
その他の受入利息	19
役務取引等収益	13,022
損害担保補償料	1,577
その他の役務収益	11,444
保険引受収益	156,576
保険料	156,576
その他業務収益	34
金融派生商品収益	1
その他の業務収益	33
政府補給金収入	36,057
一般会計より受入	36,044
特別会計より受入	13
その他経常収益	1,665
その他の経常収益	1,665
経常費用	1,869,833
資金調達費用	321,571
コールマネー利息	53
借入金利息	211,972
短期社債利息	226
社債利息	107,809
その他の支払利息	1,509
役務取引等費用	10,983
損害担保補償金	2,141
その他の役務費用	8,841
保険引受費用	1,148,334
保険金	869,591
回収金	△ 142,918
保険契約準備金繰入額	421,661
その他業務費用	7,043
外国為替売買損	3,416
国債等債券償却	1,051
社債発行費償却	2,150
金融派生商品費用	68
その他の業務費用	356
営業経費	133,010
その他経常費用	248,890
貸倒引当金繰入額	149,139
補償損失引当金繰入額	84,309
貸出金償却	9,283
株式等償却	639
その他の経常費用	5,518
経常損失	1,118,754
特別利益	7,660
固定資産処分益	1
償却債権取立益	7,650
その他の特別利益	9
特別損失	1,797
固定資産処分損	186
減損損失	1,607
その他の特別損失	3
当期純損失	1,112,890

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		前期末残高	△ 1,215,224
前期末残高	2,452,167	当期変動額	
当期変動額		国庫納付	△ 13,419
新株の発行	799,630	資本準備金の取崩(欠損填補)	1,119,135
当期変動額合計	799,630	当期純損失(△)	△ 1,112,890
当期末残高	3,251,797	当期変動額合計	△ 7,174
資本剰余金		当期末残高	△ 1,222,398
経営改善資金特別準備金		株主資本合計	
前期末残高	181,500	前期末残高	2,709,581
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	-	新株の発行	2,851,230
当期末残高	181,500	国庫納付	△ 13,419
資本準備金		当期純損失(△)	△ 1,112,890
前期末残高	1,291,138	当期変動額合計	1,724,920
当期変動額		当期末残高	4,434,501
新株の発行	2,051,600	評価・換算差額等	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 1,119,135	その他有価証券評価差額金	
当期変動額合計	932,464	前期末残高	△ 1,064
当期末残高	2,223,603	当期変動額	
資本剰余金合計		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	377
前期末残高	1,472,638	当期変動額合計	377
当期変動額		当期末残高	△ 687
新株の発行	2,051,600	繰延ヘッジ損益	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 1,119,135	前期末残高	172,049
当期変動額合計	932,464	当期変動額	
当期末残高	2,405,103	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 31,253
利益剰余金		当期変動額合計	△ 31,253
利益準備金		当期末残高	140,795
前期末残高	715,389	評価・換算差額等合計	
当期変動額		前期末残高	170,984
準備金繰入	13,419	当期変動額	
当期変動額合計	13,419	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 30,876
当期末残高	728,808	当期変動額合計	△ 30,876
その他利益剰余金		当期末残高	140,107
繰越利益剰余金		純資産合計	
前期末残高	△ 1,930,613	前期末残高	2,880,565
当期変動額		当期変動額	
準備金繰入	△ 13,419	新株の発行	2,851,230
国庫納付	△ 13,419	国庫納付	△ 13,419
資本準備金の取崩(欠損填補)	1,119,135	当期純損失(△)	△ 1,112,890
当期純損失(△)	△ 1,112,890	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 30,876
当期変動額合計	△ 20,593	当期変動額合計	1,694,043
当期末残高	△ 1,951,207	当期末残高	4,574,609

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物付属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接

減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は527,879百万円であります。

国民一般向け業務勘定、農林水産業者向け業務勘定、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び信用保険等業務勘定において、債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。ヘッジの有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額先物外国為替予約が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分せずに所有しているものは22,983百万円です。
- 関係会社の株式及び出資額総額26,887百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定40,632百万円、農林水産業者向け業務勘定1,931百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定31,758百万円、国際協力銀行業務勘定17,938百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定146,639百万円、農林水産業者向け業務勘定72,648百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定372,665百万円、国際協力銀行業務勘定257,260百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定124百万円、農林水産業者向け業務勘定2,406百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定19百万円、国際協力銀行業務勘定59百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定465,414百万円、農林水産業者向け業務勘定18,824百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定57,654百万円、国際協力銀行業務勘定91,578百万円です。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定並びに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定652,810百万円、農林水産業者向け業務勘定95,811百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定462,097百万円、国際協力銀行業務勘定366,837百万円です。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は1,415,923百万円です。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債5,949,515百万円の一般担保に供しております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,851百万円
10. 損害担保契約の補償引受額
 補償引受残高(28,243件) 1,242,750百万円
 補償損失引当金 87,310百万円
 差引額 1,155,440百万円
11. 1株当たりの純資産額0円65銭
12. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
 同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、
 なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物	1,514
その他	遊休資産 22物件	土地、建物	93

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益
 その他経常取引に係る収益総額 100百万円
3. 1株当たりの当期純損失金額0円21銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,143,144,407,741	2,851,230,000,000	-	6,994,374,407,741

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 2,851,230,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当業務勘定の業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨建取引から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的として行っております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

国際協力銀行業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対処」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」(出資を除き、各々保証を含む)等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達に財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金、補給金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化するや与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受けやすいという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーションギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が有する主な金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成されております。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、当業務勘定が負う為替リスクについては外貨建の社債発行に伴うものが該当しますが、当該リスクは通貨スワップを利用してフルヘッジしております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定が有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、主に社債であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であります。当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

へ 国際協力銀行業務勘定

当業務勘定が有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク及びコーポレートリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいたことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業向け与信に伴うリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスクを指しております。

(ロ)市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ト 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

(イ)信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ)市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っており、調達については財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利等によって回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

(ハ)流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び政府保証債等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ロ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は(i) 個別与信管理、(ii) 信用格付、(iii) 自己査定及び(iv) 信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の長期化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

八 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検証し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定と債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。

債務者区分、資産分類ともに営業部が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務は平成16年7月から新たに取り組んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

a 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

b 為替リスク

外貨建て債券発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより債券発行時にフルヘッジすることを方針としております。スワップに伴うカウンタパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ハ 国際協力銀行業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリー毎の行内信用格付制度、及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行ってあります。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議をおこなっております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

a 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

b 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

(a) 円貸付業務

円貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

(b) 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

ト 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っており、調達については財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び政府保証債等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注3)参照）。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	3,734,767	3,735,638	870
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	25,113	26,100	986
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	29,178,591 △419,160		
	28,759,431	29,305,931	546,500
資産計	32,519,312	33,067,670	548,358
(1) 借入金	21,088,589	21,397,131	308,541
(2) 社債	5,949,515	6,101,298	151,782
(3) 寄託金	37,288	27,858	△9,429
負債計	27,075,393	27,526,288	450,894
デリバティブ取引 ^(**) ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	691,423	691,423	—
デリバティブ取引計	691,423	691,423	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(**) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期がないあるいは満期が3ヶ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3ヶ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化保証業務勘定における社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金には、変動金利によるものと固定金利によるものがありますが、それぞれ次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

該当ありません。

ホ 信用保険等業務勘定

該当ありません。

ヘ 国際協力銀行業務勘定

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フォワード・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ト 危機対応円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当公庫の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、原則として一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。但し、一部の社債は、為替予約等の振当処理の対象とされており、円貸建固定利付社債とみて、元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

なお、損害担保契約にかかる補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 1,242,750百万円

補償損失引当金 87,310百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	22,529
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	2,131
③その他の証券(信託受益権) ^{(*)2}	3,242
④組合出資金 ^{(*)3}	23,780
⑤一般会計借入金 ^{(*)4}	131,300
⑥産業投資借入金 ^{(*)5}	770
合計	183,754

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプール毎に最劣後部分を抽出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)3 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*)4 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)5 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	3,734,531	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	3,913	40	—	20,983	—	—
貸出金 ^{(*)2}	3,952,780	8,630,361	6,928,240	3,759,705	2,824,098	2,508,571
合計	7,691,224	8,630,401	6,928,240	3,780,689	2,824,098	2,508,571

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない467,832百万円は含めておりません。但し、国民一般向け業務勘定において、貸出金のうち、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権等、償還予定額が見込めない107,027百万円を含めておりません。

(注5) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	3,229,606	6,086,052	6,472,809	2,725,039	1,751,760	824,091
社債	1,106,900	2,352,810	1,502,530	581,476	310,000	100,000
寄託金	—	—	—	62	1,522	35,704
合計	4,336,506	8,438,862	7,975,339	3,306,578	2,063,283	959,795

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,134	22,120	986
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	21,134	22,120	986
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	3,979	3,979	—
	その他	—	—	—
	小計	3,979	3,979	—
合計		25,113	26,100	986

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成22年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	26,887

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	226,580	226,580	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	2,131
その他	
非上場外国株式	15,688
非上場国内証券	3,467
非上場外国証券	3,508
合計	24,796

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務(A)	△272,792
年金資産(B)	69,215
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△203,577
未認識過去勤務債務(D)	△1,435
未認識数理計算上の差異(E)	680
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△204,332
前払年金費用(G)	—
退職給付引当金(H)=(F)-(G)	△204,332

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	7,607
利息費用	5,408
期待運用収益	△1,184
過去勤務債務の費用処理額	△12
数理計算上の差異の費用処理額	1,096
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	12,916

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	26,887百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	26,722百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	15百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	2,851,230	-	-
				政府補給金収入	2,456	-	-
				資金の受入 ^(注3)	8,931,988	借入金	20,994,807
				借入金の返済	3,647,054		
				借入金利息の支払	213,248	未払費用	39,613
				資金の預託 ^(注4)	4,156,500	預け金	2,313,400
				社債への被保証 ^(注5)	3,694,844	-	-

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁	政府補給金収入	17,683百万円
資源エネルギー庁	政府補給金収入	13百万円
厚生労働省	政府補給金収入	881百万円
農林水産省	政府補給金収入	15,022百万円
農林水産省	資金の受入	8,323百万円
農林水産省	借入金の返済	10,616百万円

- 増資の引受は、当公庫が行った株主割増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
- 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
- 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
- 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
- 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	1,400	寄託金	37,288
				寄託金の返還	814		
	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^(注2)	2,479,334	証書貸付	3,199,746
				貸付金利利息の受取	25,620	未収収益	971
				損害の担保 ^(注3)	171,025	-	-
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^(注2)	1,390,000	証書貸付	1,460,000
				貸付金利利息の受取	5,305	未収収益	300
				損害の担保 ^(注3)	1,071,725	-	-

- 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。
- 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。
- 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。
- 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	-	貸出金	17
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	143	貸出金	129

- 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。
- 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

1. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成22年4月20日開催の取締役会決議により、平成22年6月14日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。
株主割当による新株式の発行の概要

(1) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成22年6月14日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

(2) 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式61,700,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	61,700,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	61,700,000,000円
払込期日	平成22年6月14日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

(3) 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類及び数	普通株式557,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	557,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	557,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成22年6月14日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

2. 本店ビルの交換について

平成22年4月1日に公庫ビル(東京都千代田区大手町1-9-3)及び新公庫ビル(同1-8-2)における当公庫保有分(以下、「従前資産」という。)と大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画の内容のうち当公庫に係る部分が交換されております。これに伴い、従前資産の帳簿価額と権利変換計画における評価額との差額12,870百万円が損失として発生しております。なお、これによるキャッシュ・フローに与える影響はありません。

国民一般向け業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	24,843	借入金	5,751,324
現金	230	借入金	5,751,324
預け金	24,613	社債	1,039,402
買現先勘定	22,983	その他負債	19,718
貸出金	7,141,568	未払費用	13,385
証書貸付	7,141,568	リース債務	1,894
その他資産	14,061	その他の負債	4,438
前払費用	3	賞与引当金	3,046
未収収益	8,557	役員賞与引当金	6
代理店貸	1,963	退職給付引当金	120,616
その他の資産	3,536	役員退職慰労引当金	20
有形固定資産	114,470	負債の部合計	6,934,135
建物	18,575	(純資産の部)	
土地	93,726	資本金	626,625
リース資産	1,803	資本剰余金	181,500
建設仮勘定	47	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	316	利益剰余金	△ 541,908
無形固定資産	3,416	その他利益剰余金	△ 541,908
ソフトウェア	2,771	繰越利益剰余金	△ 541,908
その他の無形固定資産	645	株主資本合計	266,216
貸倒引当金	△ 120,993	純資産の部合計	266,216
資産の部合計	7,200,351	負債及び純資産の部合計	7,200,351

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	169,007
資金運用収益	161,279
貸出金利息	161,268
買現先利息	4
預け金利息	6
その他の受入利息	0
役務取引等収益	89
その他の役務収益	89
政府補給金収入	6,877
一般会計より受入	6,877
特別会計より受入	0
その他経常収益	760
その他の経常収益	760
経常費用	218,244
資金調達費用	60,611
コールマネー利息	53
借入金利息	47,666
社債利息	12,891
役務取引等費用	1,099
その他の役務費用	1,099
その他業務費用	221
社債発行費償却	221
営業経費	70,107
その他経常費用	86,204
貸倒引当金繰入額	84,097
貸出金償却	2,106
その他の経常費用	0
経常損失	49,237
特別利益	78
固定資産処分益	0
償却債権取立益	69
その他の特別利益	9
特別損失	939
固定資産処分損	109
減損損失	826
その他の特別損失	3
当期純損失	50,098

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	461,470
当期変動額	
新株の発行	165,155
当期変動額合計	165,155
当期末残高	626,625
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
前期末残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
前期末残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 491,809
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 50,098
当期変動額合計	△ 50,098
当期末残高	△ 541,908
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 491,809
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 50,098
当期変動額合計	△ 50,098
当期末残高	△ 541,908
株主資本合計	
前期末残高	151,160
当期変動額	
新株の発行	165,155
当期純損失(△)	△ 50,098
当期変動額合計	115,056
当期末残高	266,216
純資産合計	
前期末残高	151,160
当期変動額	
新株の発行	165,155
当期純損失(△)	△ 50,098
当期変動額合計	115,056
当期末残高	266,216

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~50年
その他	2年~17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は347,183百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは22,983百万円です。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は40,632百万円、延滞債権額は146,639百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は124百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は465,414百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は652,810百万円です。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は4,071百万円です。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は1,039,402百万円）の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 3,768百万円
9. 1株当たりの純資産額0円32銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後3月以内に当公庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物	732
その他	遊休資産 22物件	土地、建物	93

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

2. 1株当たりの当期純損失金額0円7銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	642,970,000,000	165,155,000,000	—	808,125,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 165,155,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査部による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュフロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる一般会計借入金等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	24,843	24,843	-
(2) 貸出金	7,141,568		
貸倒引当金 ^(*)	△120,839		
	7,020,728	7,129,768	109,039
資産計	7,045,572	7,154,612	109,039
(1) 借入金	5,619,990	5,681,796	61,806
(2) 社債	1,039,402	1,058,623	19,220
負債計	6,659,392	6,740,419	81,027

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期がないあるいは満期が3ヶ月以内の預け金については、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスク・フリーレート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①一般会計借入金 ^(*)	131,300
②産業投資借入金 ^(*)	34
合計	131,334

(*)1)一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2)産業投資借入金については、借入時において、金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	24,613	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	1,647,001	2,695,243	1,581,575	668,279	334,616	107,823
合計	1,671,615	2,695,243	1,581,575	668,279	334,616	107,823

(*)1)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2)貸出金のうち、履行状況に問題があり、貸倒の懸念がある債権等、償還予定額が見込めない107,027百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,700,667	2,483,888	1,306,824	104,994	23,650	—
社債	280,000	410,000	225,000	95,000	30,000	—
合計	1,980,667	2,893,888	1,531,824	199,994	53,650	—

(*)借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	15,000	15,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△159,509
年金資産 (B)	39,597
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△119,911
未認識数理計算上の差異 (D)	△705
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△120,616
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△120,616

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4,289
利息費用	3,177
期待運用収益	△679
数理計算上の差異の費用処理額	601
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	7,388

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	165,155	—	—
				政府補給金収入	2,395	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,930,005	借入金	5,620,024
				借入金の返済	1,935,020		
				借入金利息の支払	47,665	未払費用	10,073
社債への被保証 ^(注4)	629,419	—	—				

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 3,600百万円

厚生労働省 政府補給金収入 881百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	—	貸付金	17

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

本店ビルの交換について

平成22年4月1日に公庫ビル(東京都千代田区大手町1-9-3)における当公庫(国民一般向け業務勘定)保有分(以下、「従前資産」という。)と大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画の内容のうち当公庫に係る部分が交換されております。これに伴い、当勘定では従前資産の帳簿価額と権利変換計画における評価額との差額5,509百万円が損失として発生しております。なお、これによるキャッシュ・フローに与える影響はありません。

農林水産業者向け業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,330	借入金	2,181,597
現金	3	借入金	2,181,597
預け金	45,327	社債	149,906
有価証券	2,030	寄託金	37,288
株式	2,030	その他負債	18,510
貸出金	2,647,339	未払費用	10,012
証書貸付	2,647,339	前受収益	0
その他資産	17,255	リース債務	832
前払費用	20	その他の負債	7,664
未収収益	16,164	賞与引当金	583
代理店貸	804	役員賞与引当金	6
その他の資産	265	退職給付引当金	22,739
有形固定資産	44,324	役員退職慰労引当金	17
建物	2,629	支払承諾	395
土地	40,767		
リース資産	792	負債の部合計	2,411,044
建設仮勘定	0	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	134	資本金	325,400
無形固定資産	1,747	利益剰余金	2,797
ソフトウェア	1,271	利益準備金	2,797
その他の無形固定資産	475	株主資本合計	328,197
支払承諾見返	395		
貸倒引当金	△ 19,180	純資産の部合計	328,197
資産の部合計	2,739,242	負債及び純資産の部合計	2,739,242

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	72,277
資金運用収益	57,075
貸出金利息	57,031
買現先利息	8
預け金利息	34
その他の受入利息	0
役務取引等収益	2
その他の役務収益	2
政府補給金収入	14,982
一般会計より受入	14,982
その他経常収益	216
その他の経常収益	216
経常費用	74,108
資金調達費用	50,506
借入金利息	46,335
社債利息	2,661
その他の支払利息	1,509
役務取引等費用	6,388
その他の役務費用	6,388
その他業務費用	48
社債発行費償却	48
営業経費	15,614
その他経常費用	1,550
貸倒引当金繰入額	1,423
貸出金償却	126
その他の経常費用	0
経常損失	1,831
特別利益	2,088
償却債権取立益	2,088
特別損失	256
固定資産処分損	27
減損損失	228
当期純利益	—

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	324,735
当期変動額	
新株の発行	665
当期変動額合計	665
当期末残高	325,400
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	2,797
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,797
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
利益剰余金合計	
前期末残高	2,797
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,797
株主資本合計	
前期末残高	327,532
当期変動額	
新株の発行	665
当期純利益	—
当期変動額合計	665
当期末残高	328,197
純資産合計	
前期末残高	327,532
当期変動額	
新株の発行	665
当期純利益	—
当期変動額合計	665
当期末残高	328,197

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,318百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額2,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,931百万円、延滞債権額は72,648百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は2,406百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,824百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は95,811百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は57,398百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は149,906百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 870百万円
9. 1株当たりの純資産額1円00銭

10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	土地	228

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、当該資産を独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 1株当たりの当期純利益金額0円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	324,735,000,000	665,000,000	—	325,400,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレートガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しています。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種（農林漁業等）のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。

自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。

自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

□ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債のデュレーションを合わせることで、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、デュレーション・ギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、調達年限の長期化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

Ⅷ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	45,330	45,331	1
(2) 貸出金	2,647,339		
貸倒引当金 ^(*)	△ 19,136		
	2,628,203	2,751,326	123,122
資産計	2,673,533	2,796,657	123,123
(1) 借入金	2,181,597	2,249,840	68,243
(2) 社債	149,906	155,399	5,493
(3) 寄託金	37,288	27,858	△ 9,429
負債計	2,368,792	2,433,099	64,306

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期がないあるいは満期が3か月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3か月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金はすべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	2,030

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	45,327	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	243,955	457,499	378,102	295,034	341,041	853,803
合計	289,282	457,499	378,102	295,034	341,041	853,803

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない77,903百万円は含めておりません。

(注4) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	212,140	435,775	370,101	298,141	347,881	517,556
社債	—	25,000	39,000	26,000	—	60,000
寄託金	—	—	—	62	1,522	35,704
合計	212,140	460,775	409,101	324,204	349,404	613,260

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成22年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,080	1,080	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務(A)	△30,561
年金資産(B)	7,977
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△22,584
未認識数理計算上の差異(D)	△155
貸借対照表計上額純額(E)=(C)+(D)	△22,739
前払年金費用(F)	—
退職給付引当金(G)=(E)-(F)	△22,739

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	847
利息費用	599
期待運用収益	△136
数理計算上の差異の費用処理額	113
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,424

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,865百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	15百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	665	—	—
				資金の受入 ^(注3)	177,000	借入金	2,087,044
				借入金の返済	253,227		
				借入金利息の支払	47,789	未払費用	7,794
				資金の預託 ^(注4)	6,500	預け金	6,500
				社債への被保証 ^(注5)	25,964	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入 14,982百万円、資金の受入 8,323百万円、借入金の返済 10,616百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	1,400	寄託金	37,288
				寄託金の返還	814		

(注)1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

本店ビルの交換について

平成22年4月1日に公庫ビル(東京都千代田区大手町1-9-3)及び新公庫ビル(同1-8-2)における当公庫(農林水産業者向け業務勘定)保有分(以下、「従前資産」という。)と大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画の内容のうち当公庫に係る部分が交換されております。これに伴い、当勘定では従前資産の帳簿価額と権利変換計画における評価額との差額3,253百万円が損失として発生しております。なお、これによるキャッシュフローに与える影響はありません。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,972	借入金	3,360,746
現金	2	借入金	3,360,746
預け金	64,970	社債	2,159,952
有価証券	6,529	その他負債	19,809
社債	3,979	未払費用	13,287
その他の証券	2,549	前受収益	7
貸出金	5,958,595	金融派生商品	2
証書貸付	5,958,595	リース債務	2,983
その他資産	6,663	その他の負債	3,528
前払費用	0	賞与引当金	998
未収収益	5,430	役員賞与引当金	5
その他の資産	1,232	退職給付引当金	40,167
有形固定資産	62,839	役員退職慰労引当金	12
建物	4,950	支払承諾	16,508
土地	56,788	負債の部合計	5,598,200
リース資産	893	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	207	資本金	724,285
無形固定資産	4,422	利益剰余金	△ 352,492
ソフトウェア	680	その他利益剰余金	△ 352,492
リース資産	1,940	繰越利益剰余金	△ 352,492
その他の無形固定資産	1,802	株主資本合計	371,792
支払承諾見返	16,508	純資産の部合計	371,792
貸倒引当金	△ 150,538	負債及び純資産の部合計	5,969,993
資産の部合計	5,969,993		

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	125,359
資金運用収益	110,954
貸出金利息	110,751
有価証券利息配当金	143
買現先利息	0
預け金利息	58
役務取引等収益	172
その他の役務収益	172
その他業務収益	1
金融派生商品収益	1
政府補給金収入	13,813
一般会計より受入	13,799
特別会計より受入	13
その他経常収益	418
その他の経常収益	418
経常費用	135,369
資金調達費用	57,180
借入金利息	28,921
社債利息	28,259
役務取引等費用	219
その他の役務費用	219
その他業務費用	1,108
国債等債券償却	77
社債発行費償却	1,019
その他の業務費用	11
営業経費	26,061
その他経常費用	50,798
貸倒引当金繰入額	43,025
貸出金償却	7,050
株式等償却	570
その他の経常費用	151
経常損失	10,010
特別利益	106
固定資産処分益	0
償却債権取立益	105
特別損失	346
固定資産処分損	39
減損損失	306
当期純損失	10,250

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	574,435
当期変動額	
新株の発行	149,850
当期変動額合計	149,850
当期末残高	724,285
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 342,241
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 10,250
当期変動額合計	△ 10,250
当期末残高	△ 352,492
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 342,241
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 10,250
当期変動額合計	△ 10,250
当期末残高	△ 352,492
株主資本合計	
前期末残高	232,193
当期変動額	
新株の発行	149,850
当期純損失(△)	△ 10,250
当期変動額合計	139,599
当期末残高	371,792
純資産合計	
前期末残高	232,193
当期変動額	
新株の発行	149,850
当期純損失(△)	△ 10,250
当期変動額合計	139,599
当期末残高	371,792

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年~50年
その他	2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証に

よる回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は175,370百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

外貨建社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。振当処理によっている通貨スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は31,758百万円、延滞債権額は372,665百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は19百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57,654百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は462,097百万円あります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当期末における未実行残高は46,491百万円でありませ
6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は2,159,952百万円）の一般担保に供しております。
7. 有形固定資産の減価償却累計額 997百万円
8. 1株当たりの純資産額0円51銭
9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており、
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされており、

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	土地	306

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、当該資産を独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 1株当たりの当期純損失金額0円1銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	574,435,000,000	149,850,000,000	-	724,285,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 149,850,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。また、外貨建取引から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の一部保証を行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクと為替リスクで構成されております。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

また、当業務勘定が負う為替リスクについては外貨建の社債発行に伴うものが該当しますが、当該リスクは通貨スワップを利用してフルヘッジしております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続に活用しております。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っております。債務者区分、資産分類とともに営業部店が一次査定を実施し、営業部門とは分離された審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、前述の個別与信管理に加えて、平成17年度から、与信ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでおります。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、平成16年7月から新たに取り組んでおりますが、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD(Credit Risk Database)などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー分析及びデュレーション分析等の手法により金利リスクの把握に努め、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 為替リスク

外貨建社債発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより社債発行時にフルヘッジすることを方針としております。スワップに伴うカウンターパーティリスクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	64,972	64,972	-
(2) 有価証券 満期保有目的の債券	3,979	3,979	-
(3) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	5,958,595 △149,057		
	5,809,538	6,023,174	213,635
資産計	5,878,490	6,092,126	213,635
(1) 借入金	3,360,010	3,403,291	43,281
(2) 社債	2,159,952	2,195,519	35,567
負債計	5,519,962	5,598,811	78,848

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期がない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金はすべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。但し、一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建固定利付社債とみて、元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	2,549
産業投資借入金 ^{(*)2}	736

(*)1 その他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプール毎に最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	64,970	-	-	-	-	-
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	3,913	40	-	-	-	-
貸出金 ^{(*)2}	1,225,949	1,904,762	1,361,029	730,974	385,287	220,216
合計	1,294,833	1,904,802	1,361,029	730,974	385,287	220,216

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない130,402百万円は含めておりません。

(注4) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	795,321	1,234,533	860,635	258,955	211,300	-
社債	577,430	743,710	490,000	250,000	100,000	-
合計	1,372,751	1,978,243	1,350,635	508,955	311,300	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	3,979	3,979	-

2. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他 非上場国内証券	2,549

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務(A)	△53,761
年金資産(B)	14,164
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△39,597
未認識過去勤務債務(D)	△1,264
未認識数理計算上の差異(E)	694
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△40,167
前払年金費用(G)	-
退職給付引当金(H)=(F)-(G)	△40,167

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1,568
利息費用	1,066
期待運用収益	△243
過去勤務債務の費用処理額	△10
数理計算上の差異の費用処理額	208
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	2,589

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	149,850	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,401,499	借入金	3,360,746
				借入金の返済	862,090		
				借入金利息の支払	28,784	未払費用	7,736
				社債への被保証 ^(注4)	1,560,299	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 13,799百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 13百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	143	貸付金	129

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

1. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成22年4月20日開催の取締役会決議により、平成22年6月14日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成22年6月14日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

2. 本店ビルの交換について

平成22年4月1日に公庫ビル(東京都千代田区大手町1-9-3)における当公庫(中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定)保有分(以下、「従前資産」という。)と大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画の内容のうち当公庫に係る部分が交換されております。これに伴い、当勘定では従前資産の帳簿価額と権利変換計画における評価額との差額5,238百万円が損失として発生しております。なお、これによるキャッシュ・フローに与える影響はありません。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	637	社債	1,299
現金	0	その他負債	9
預け金	637	未払費用	8
有価証券	23,958	その他の負債	0
国債	21,134	賞与引当金	2
社債	2,131	役員賞与引当金	0
その他の証券	692	退職給付引当金	40
その他資産	30	役員退職慰労引当金	0
未収収益	30	負債の部合計	1,352
その他の資産	0	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 721	資本金	24,476
		利益剰余金	△ 1,924
		その他利益剰余金	△ 1,924
		繰越利益剰余金	△ 1,924
		株主資本合計	22,551
		純資産の部合計	22,551
資産の部合計	23,904	負債及び純資産の部合計	23,904

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	444
資金運用収益	401
有価証券利息配当金	398
買現先利息	0
預け金利息	1
役務取引等収益	30
その他の役務収益	30
その他経常収益	13
その他の経常収益	13
経常費用	1,631
資金調達費用	24
社債利息	24
役務取引等費用	26
その他の役務費用	26
その他業務費用	977
国債等債券償却	973
社債発行費償却	0
その他の業務費用	4
営業経費	88
その他経常費用	514
貸倒引当金繰入額	445
株式等償却	68
経常損失	1,186
当期純損失	1,186

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,476
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 737
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,186
当期変動額合計	△ 1,186
当期末残高	△ 1,924
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 737
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,186
当期変動額合計	△ 1,186
当期末残高	△ 1,924
株主資本合計	
前期末残高	23,738
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,186
当期変動額合計	△ 1,186
当期末残高	22,551
純資産合計	
前期末残高	23,738
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,186
当期変動額合計	△ 1,186
当期末残高	22,551

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の発行する社債は1,299百万円)の一般担保に供しております。
- 1株当たりの純資産額0円92銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

- 1株当たりの当期純損失金額0円4銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、金融負債は、主に社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品がき損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っており、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

中小企業者向け証券化支援買取業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRD (Credit Risk Database) などのスコアリングモデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	637	637	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	21,134	22,120	986
資産計	21,771	22,758	986
社債	1,299	1,306	6
負債計	1,299	1,306	6

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期がないあるいは満期が3ヶ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

負債

社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
社債(特定資産担保証券) ^(*)	2,131
その他の証券(信託受益権) ^(*)	692

(*) 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプール毎に最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	637	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	20,983	-	-
合計	637	-	-	20,983	-	-

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
社債	1,300	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,134	22,120	986

2. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	500	500	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	2,131
その他	
非上場国内証券	692
合計	2,823

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務(A)	△52
年金資産(B)	10
未積立退職給付債務(C)=(A)+(B)	△42
未認識過去勤務債務(D)	△2
未認識数理計算上の差異(E)	3
貸借対照表計上額純額(F)=(C)+(D)+(E)	△40
前払年金費用(G)	-
退職給付引当金(H)=(F)-(G)	△40

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	3
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	4

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

○ 中小企業事業 信用保険等業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,643,989	保険契約準備金	1,439,474
現金	0	その他負債	1,776
預け金	2,643,989	未払費用	19
その他資産	7,799	リース債務	756
未収収益	377	その他の負債	1,001
その他の資産	7,422	賞与引当金	184
有形固定資産	22,470	役員賞与引当金	1
建物	460	退職給付引当金	8,724
土地	21,622	役員退職慰労引当金	5
リース資産	370	負債の部合計	1,450,166
建設仮勘定	1	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	15	資本剰余金	2,223,603
無形固定資産	457	資本準備金	2,223,603
ソフトウェア	107	利益剰余金	△ 999,052
リース資産	350	その他利益剰余金	△ 999,052
		繰越利益剰余金	△ 999,052
		株主資本合計	1,224,551
		純資産の部合計	1,224,551
資産の部合計	2,674,717	負債及び純資産の部合計	2,674,717

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	159,918
資金運用収益	3,229
預け金利息	3,229
保険引受収益	156,576
保険料	156,576
その他経常収益	113
その他の経常収益	113
経常費用	1,158,719
保険引受費用	1,148,334
保険金	869,591
回収金	△ 142,918
保険契約準備金繰入額	421,661
営業経費	5,019
その他経常費用	5,365
その他の経常費用	5,365
経常損失	998,800
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	251
固定資産処分損	5
減損損失	245
当期純損失	999,052

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,291,138
当期変動額	
新株の発行	2,051,600
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 1,119,135
当期変動額合計	932,464
当期末残高	2,223,603
資本剰余金合計	
前期末残高	1,291,138
当期変動額	
新株の発行	2,051,600
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 1,119,135
当期変動額合計	932,464
当期末残高	2,223,603
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 1,119,135
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	1,119,135
当期純損失(△)	△ 999,052
当期変動額合計	120,083
当期末残高	△ 999,052
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 1,119,135
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	1,119,135
当期純損失(△)	△ 999,052
当期変動額合計	120,083
当期末残高	△ 999,052
株主資本合計	
前期末残高	172,003
当期変動額	
新株の発行	2,051,600
当期純損失(△)	△ 999,052
当期変動額合計	1,052,547
当期末残高	1,224,551
純資産合計	
前期末残高	172,003
当期変動額	
新株の発行	2,051,600
当期純損失(△)	△ 999,052
当期変動額合計	1,052,547
当期末残高	1,224,551

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～49年
その他	2年～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先に対する債権については、全額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

債権額から直接減額したのものについては、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令」第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

① 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

② 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金の合計額から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

注記事項**(貸借対照表関係)**

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 315百万円
- 1株当たりの純資産額0円34銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお剰余があるときは、その剰余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

- その他の経常費用には、保険料の返還金5,316百万円が含まれております。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	土地	245

信用保険等業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグルーピングは、当該資産を独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

- 1株当たりの当期純損失金額0円44銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,509,477,407,741	2,051,600,000,000	—	3,561,077,407,741

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 2,051,600,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であります。当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	2,643,989	2,644,858	869

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

現金預け金

満期がないあるいは満期が3ヶ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3ヶ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,643,989	—	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△11,803
年金資産 (B)	3,187
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△8,615
未認識過去勤務債務 (D)	△164
未認識数理計算上の差異 (E)	55
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△8,724
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△8,724

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	345
利息費用	233
期待運用収益	△54
過去勤務債務の費用処理額	△1
数理計算上の差異の費用処理額	45
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	568

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	2,051,600	-	-
				資金の預託 ^(注2)	4,150,000	預け金	2,306,900

(注)1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

1. 株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成22年4月20日開催の取締役会決議により、平成22年6月14日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式61,700,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	61,700,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	61,700,000,000円
払込期日	平成22年6月14日
資金の用途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

2. 本店ビルの交換について

平成22年4月1日に新公庫ビル(東京都千代田区大手町1-8-2)における当公庫(信用保険等業務勘定)保有分(以下、「従前資産」という。)と大手町一丁目第2地区第一種市街地再開発事業(東京都千代田区)の権利変換計画の内容のうち当公庫に係る部分が交換されております。これに伴い、当勘定では従前資産の帳簿価額と権利変換計画における評価額との差額1,130百万円が利益として発生しております。なお、これによるキャッシュフローに与える影響はありません。

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	455,113	借入金	5,267,246
現金	0	借入金	5,267,246
預け金	455,112	社債	2,598,954
有価証券	44,280	その他負債	56,394
その他の証券	44,280	未払費用	32,809
貸出金	8,771,342	前受収益	21,534
証書貸付	8,771,342	金融派生商品	1,598
その他資産	724,223	リース債務	356
前払費用	225	その他の負債	94
未収収益	30,685	賞与引当金	511
金融派生商品	693,022	役員賞与引当金	6
その他の資産	290	退職給付引当金	11,872
有形固定資産	37,903	役員退職慰労引当金	17
建物	3,554	支払承諾	1,977,071
土地	33,881	負債の部合計	9,912,072
リース資産	79	(純資産の部)	
建設仮勘定	90	資本金	1,055,500
その他の有形固定資産	296	利益剰余金	759,218
無形固定資産	2,320	利益準備金	726,011
ソフトウェア	2,025	その他利益剰余金	33,207
リース資産	259	繰越利益剰余金	33,207
その他の無形固定資産	34	株主資本合計	1,814,718
支払承諾見返	1,977,071	その他有価証券評価差額金	△ 687
貸倒引当金	△ 145,354	繰延ヘッジ損益	140,795
		評価・換算差額等合計	140,107
		純資産の部合計	1,954,826
資産の部合計	11,866,899	負債及び純資産の部合計	11,866,899

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	191,178
資金運用収益	179,396
貸出金利息	143,212
預け金利息	547
金利スワップ受入利息	35,617
その他の受入利息	19
役務取引等収益	11,144
その他の役務収益	11,144
その他業務収益	33
その他の業務収益	33
その他経常収益	604
その他の経常収益	604
経常費用	163,355
資金調達費用	122,322
借入金利息	58,349
社債利息	63,973
役務取引等費用	1,107
その他の役務費用	1,107
その他業務費用	4,679
外国為替売買損	3,416
社債発行費償却	854
金融派生商品費用	68
その他の業務費用	340
営業経費	16,392
その他経常費用	18,854
貸倒引当金繰入額	18,853
その他の経常費用	0
経常利益	27,823
特別利益	5,388
固定資産処分益	0
償却債権取立益	5,387
特別損失	3
固定資産処分損	3
当期純利益	33,207

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		前期末残高	172,049
前期末残高	1,035,500	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 31,253
新株の発行	20,000	当期変動額合計	△ 31,253
当期変動額合計	20,000	当期末残高	140,795
当期末残高	1,055,500	評価・換算差額等合計	
利益剰余金		前期末残高	170,984
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	712,592	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 30,876
当期変動額		当期変動額合計	△ 30,876
準備金繰入	13,419	当期末残高	140,107
当期変動額合計	13,419	純資産合計	
当期末残高	726,011	前期末残高	1,945,915
その他利益剰余金		当期変動額	
繰越利益剰余金		新株の発行	20,000
前期末残高	26,838	国庫納付	△ 13,419
当期変動額		当期純利益	33,207
準備金繰入	△ 13,419	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 30,876
国庫納付	△ 13,419	当期変動額合計	8,911
当期純利益	33,207	当期末残高	1,954,826
当期変動額合計	6,368		
当期末残高	33,207		
利益剰余金合計			
前期末残高	739,430		
当期変動額			
国庫納付	△ 13,419		
当期純利益	33,207		
当期変動額合計	19,788		
当期末残高	759,218		
株主資本合計			
前期末残高	1,774,930		
当期変動額			
新株の発行	20,000		
国庫納付	△ 13,419		
当期純利益	33,207		
当期変動額合計	39,788		
当期末残高	1,814,718		
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△ 1,064		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	377		
当期変動額合計	377		
当期末残高	△ 687		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸付金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸付金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社への出資総額 24,857百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 17,938百万円、延滞債権額は 257,260百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 59百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 91,578百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 366,837百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は 1,307,962百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国際協力銀行業務勘定の発行する社債は 2,598,954百万円）の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 898百万円
9. 1株当たりの純資産額 1円85銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
その他経常取引に係る収益総額 100百万円
2. 1株当たりの当期純利益金額 0円3銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,035,500,000,000	20,000,000,000	-	1,055,500,000,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限られております。

当業務勘定は、「我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」、「我が国の産業の国際競争力の維持及び向上」、「地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進」及び「国際金融秩序の混乱への対応」のために必要な金融を行うことを目的とし、「輸出金融」「輸入金融」「投資金融」「事業開発等金融」「出資」（出資を除き、各々保証を含む）等を主要な業務として行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金等の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。このように、金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当業務勘定では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスク回避の目的から、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、当業務勘定が有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当業務勘定が損失を被るリスクであります。

当業務勘定の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク及びコーポレートリスクが挙げられます。当業務勘定が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当業務勘定の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業向け与信に伴うリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当業務勘定が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

当業務勘定では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレートガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当業務は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリー毎の行内信用格付制度、及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況を経営陣に対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当業務の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当業務は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当業務では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当業務のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当業務独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。

また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。なお、当業務における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

a 為替リスク

当業務で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当業務では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

b 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

(a) 円貸付業務

円貸付業務においては、その大宗について固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

(b)外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	455,113	455,113	-
(2)貸出金	8,771,342		
貸倒引当金 ^(*)	△128,263		
	8,643,078	8,729,097	86,018
資産計	9,098,191	9,184,210	86,018
(1)借入金	5,267,246	5,359,477	92,231
(2)社債	2,598,954	2,690,449	91,494
負債計	7,866,200	8,049,927	183,726
デリバティブ取引 ^(**)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	691,423	691,423	-
デリバティブ取引計	691,423	691,423	-

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当動定を控除しております。

(**)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のないあるいは満期が3ヶ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN(フォワード・レート・ノート)法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2)社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(通貨スワップ及び先物外国為替予約)であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^(*)	20,499
②組合出資金 ^(**)	23,780
合計	44,280

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(**)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	455,112	—	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	815,323	2,369,008	2,150,165	1,046,909	1,110,214	1,020,193
合計	1,270,436	2,369,008	2,150,165	1,046,909	1,110,214	1,020,193

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない259,526百万円は含めておりません。

(注4) 社債及び借入金等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	500,927	728,008	2,477,880	1,044,440	515,991	—
社債	248,170	1,174,100	748,530	210,476	180,000	40,000
合計	749,097	1,902,108	3,226,410	1,254,916	695,991	40,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成22年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	24,857

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	210,000	210,000	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他	
非上場外国株式	15,688
非上場国内証券	225
非上場外国証券	3,508

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△16,889
年金資産 (B)	4,238
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△12,651
未認識数理計算上の差異 (D)	778
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△11,872
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△11,872

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	543
利息費用	326
期待運用収益	△69
数理計算上の差異の費用処理額	125
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	926

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 24,857百万円
 持分法を適用した場合の投資の金額 24,857百万円
 持分法を適用した場合の投資利益はありません。

(関連当事者との取引関係)

親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	20,000	—	—
				資金の受入 ^(注2)	1,894,038	借入金	5,267,246
				借入金の返済	596,717		
				借入金利息の支払	58,308	未払費用	12,737
				社債への被保証 ^(注3)	1,479,161	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 2. 資金の受入は、財政投融资からの借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

危機対応円滑化業務勘定

第2期末(平成22年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	499,880	借入金	4,659,746
預け金	499,880	借入金	4,659,746
貸出金	4,659,746	その他負債	5,445
証書貸付	4,659,746	未払費用	1,272
その他資産	1,281	前受収益	4,171
前払費用	0	その他の負債	1
未収収益	1,280	賞与引当金	6
その他の資産	0	役員賞与引当金	0
無形固定資産	110	退職給付引当金	170
ソフトウェア	110	役員退職慰労引当金	0
貸倒引当金	△ 1,864	補償損失引当金	87,310
		負債の部合計	4,752,679
		(純資産の部)	
		資本金	495,511
		利益剰余金	△ 89,037
		その他利益剰余金	△ 89,037
		繰越利益剰余金	△ 89,037
		株主資本合計	406,473
		純資産の部合計	406,473
資産の部合計	5,159,153	負債及び純資産の部合計	5,159,153

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	33,355
資金運用収益	31,386
貸出金利息	30,925
有価証券利息配当金	222
買現先利息	25
預け金利息	212
役務取引等収益	1,583
損害担保補償料	1,577
その他の役務収益	5
政府補給金収入	385
一般会計より受入	385
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	118,865
資金調達費用	30,926
借入金利息	30,699
短期社債利息	226
役務取引等費用	2,141
損害担保補償金	2,141
その他業務費用	7
社債発行費償却	7
営業経費	187
その他経常費用	85,602
貸倒引当金繰入額	1,292
補償損失引当金繰入額	84,309
その他の経常費用	0
経常損失	85,510
当期純損失	85,510

第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	31,551
当期変動額	
新株の発行	463,960
当期変動額合計	463,960
当期末残高	495,511
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 3,527
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 85,510
当期変動額合計	△ 85,510
当期末残高	△ 89,037
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 3,527
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 85,510
当期変動額合計	△ 85,510
当期末残高	△ 89,037
株主資本合計	
前期末残高	28,023
当期変動額	
新株の発行	463,960
当期純損失(△)	△ 85,510
当期変動額合計	378,449
当期末残高	406,473
純資産合計	
前期末残高	28,023
当期変動額	
新株の発行	463,960
当期純損失(△)	△ 85,510
当期変動額合計	378,449
当期末残高	406,473

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行しておりません。
- 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(28,243件)	1,242,750百万円
補償損失引当金	87,310百万円
差引額	1,155,440百万円
- 1株当たりの純資産額0円82銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たりの当期純損失金額0円29銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	31,551,000,000	463,960,000,000	—	495,511,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。
新株の発行による増加 463,960,000,000株

(金融商品関係)

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された政策金融機関です。
政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しています。
当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、国際協力銀行業務及び危機対応円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。
また、公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定毎に整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定毎に資産及び負債の総合的管理をしております。なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保（指定金融機関が行う貸付け等（出資を含む。）に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの）、③利子補給（当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの）の業務を行っております。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達には財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金、補給金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っており、調達については財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収していることから、金利リスクについては限定的と考えております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び政府保証債等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクを業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、指定金融機関に対する貸付けを行っており、調達については財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び政府保証債等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	499,880	499,880	—
(2) 貸出金 貸倒引当金 ^(*)	4,659,746 △1,863		
	4,657,882	4,672,566	14,684
資産計	5,157,762	5,172,446	14,684
(1) 借入金	4,659,746	4,702,724	42,978
負債計	4,659,746	4,702,724	42,978

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスク・フリーレート（国債の指標レート）で割り引いて現在価値を算定しています。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価

を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約にかかる補償引受額は以下のとおりです。

補償引受残高 1,242,750百万円

補償損失引当金 87,310百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	499,880	—	—	—	—	—
貸出金	20,550	1,203,847	1,457,368	1,018,508	652,938	306,535
合計	520,430	1,203,847	1,457,368	1,018,508	652,938	306,535

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	20,550	1,203,847	1,457,368	1,018,508	652,938	306,535

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△214
年金資産 (B)	39
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	△174
未認識過去勤務債務 (D)	△4
未認識数理計算上の差異 (E)	8
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	△170
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	△170

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	8
利息費用	4
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	12

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から損益処理することとしております。)

（関連当事者との取引関係）

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 （財務大臣） ^{（注1）}	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^{（注2）}	463,960	—	—
				政府補給金収入	60	—	—
				資金の受入 ^{（注3）}	3,529,446	借入金	4,659,746
				借入金利息の支払	30,699	未払費用	1,271

（注）1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 283百万円

農林水産省 政府補給金収入 40百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（会社等）が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^{（注1）}	2,479,334	証書貸付	3,199,746
				貸付金利息の受取	25,620	未収収益	971
				損害の担保 ^{（注2）}	171,025	—	—
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^{（注1）}	1,390,000	証書貸付	1,460,000
				貸付金利息の受取	5,305	未収収益	300
				損害の担保 ^{（注2）}	1,071,725	—	—

（注）1. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

2. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

（重要な後発事象）

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成22年4月20日開催の取締役会決議により、平成22年6月14日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施する予定です。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類及び数	普通株式557,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	557,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	557,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成22年6月14日
資金の使途	損害担保の原資に係るもの

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号）」に基づきリスク管理債権を算出しています。

リスク管理債権

（単位：百万円）

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 ^(注)	国際協力銀行
破綻先債権	40,632	1,931	31,758	17,938
延滞債権	146,639	72,648	372,665	257,260
3ヵ月以上延滞債権	124	2,406	19	59
貸出条件緩和債権	465,414	18,824	57,654	91,578
合計	652,810	95,811	462,097	366,837
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	9.14	3.62	7.76	4.18

(注) 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(リスク管理債権)

破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

金融再生法開示債権

（単位：百万円）

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 ^(注)	国際協力銀行
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	133,140	16,865	91,690	17,938
危険債権	55,021	57,744	313,139	269,613
要管理債権	465,538	21,231	57,674	91,638
小計①	653,700	95,840	462,504	379,191
正常債権	6,497,291	2,568,087	5,520,415	10,399,476
合計②	7,150,992	2,663,928	5,983,156	10,778,668
①/②(%)	9.14	3.60	7.73	3.52

(注) 1. 当公庫は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）（以下「金融再生法」という。）の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

(注) 2. 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(注) 3. 中小企業事業の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

危険債権とは、債務者の経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役員報酬・職員給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
 国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。
 特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。
- ②役員報酬基準の改定内容
- | | |
|------------|---|
| 代表取締役総裁 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |
| 代表取締役副総裁 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |
| 代表取締役専務取締役 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |
| 常務取締役 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |
| 取締役 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |
| 常勤監査役 | 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・本俸月額を引き下げた(役員平均▲0.3%)。
・特別調整手当の支給割合を引き上げた(16%→17%)。
・特別手当支給月数を引き下げた(年間▲0.25ヵ月)。 |

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
代表取締役総裁	23,135	14,484	6,188	2,462(特別調整手当)			※
A代表取締役副総裁	22,119	13,848	5,917	2,354(特別調整手当)			*
B代表取締役副総裁	22,119	13,848	5,917	2,354(特別調整手当)			*
C代表取締役専務取締役	21,141	13,236	5,655	2,250(特別調整手当)			*※
D代表取締役専務取締役	21,141	13,236	5,655	2,250(特別調整手当)			*※
E代表取締役専務取締役	21,141	13,236	5,655	2,250(特別調整手当)			*※
F代表取締役専務取締役	21,141	13,236	5,655	2,250(特別調整手当)			※
G常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			*※
H常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			*※
I常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			*
J常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			※
K常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			*
L常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			*※
M常務取締役	18,209	11,400	4,871	1,938(特別調整手当)			※
N取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			※
O取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			*※
P取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			※
Q取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			※
R取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			※
S取締役	17,020	10,656	4,553	1,811(特別調整手当)			※
T常勤監査役	15,755	9,864	4,214	1,676(特別調整手当)			
U常勤監査役	15,755	9,864	4,214	1,676(特別調整手当)			※

注1:以上のほか、社外取締役及び社外監査役(計4名。いずれも非常勤)に対し、計33,833千円の報酬を支給している。
 注2:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。
 注3:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。
 注4:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要	前職
代表取締役総裁		年	月			該当なし	
代表取締役副総裁		年	月			該当なし	
代表取締役専務取締役		年	月			該当なし	
常務取締役		年	月			該当なし	
取締役		年	月			該当なし	
常勤監査役		年	月			該当なし	

II職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ人件費の管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
グレード給	職員の職責・勤務成績を、グレード給に反映させている。
奨励手当・賞与・特別手当	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与・特別手当に反映させている。

注：「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

1 国家公務員の給与改定等を踏まえ、次のとおり改定を行った。

- ・若年層等を除き本俸月額を下げた（基準内給与平均▲0.172%）。
- ・自宅保有者に係る住居手当を廃止した（月額2,500円）。
- ・特別手当支給月数を引き下げた（年間▲0.35ヵ月）。

2 前1以外に、次のとおり改定を行った。

- ・地域の民間賃金水準を給与により反映させる観点から、地域手当・特別都市手当の支給割合を改正した。
- ・職務や業績をより一層迅速に反映させるための新給与体系を、一部の事業本部で導入し、求められる役割をベースとした「バンド制」を実施した。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	平成21年度の年間給与額(平均)(千円)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	7,054	40.4	7,885	5,744	126	2,141
事務・技術	7,042	40.4	7,888	5,746	126	2,142
自動車運転手	12	54.5	6,347	4,789	167	1,558
在外職員	29	39.9	16,789	14,797	0	1,992
任期付職員	16	44.3	2,916	2,711	92	205
事務・技術	16	44.3	2,916	2,711	92	205
再任用職員	40	62.2	3,806	3,398	150	408
事務・技術	38	62.3	3,822	3,422	149	400
自動車運転手	2	—	—	—	—	—

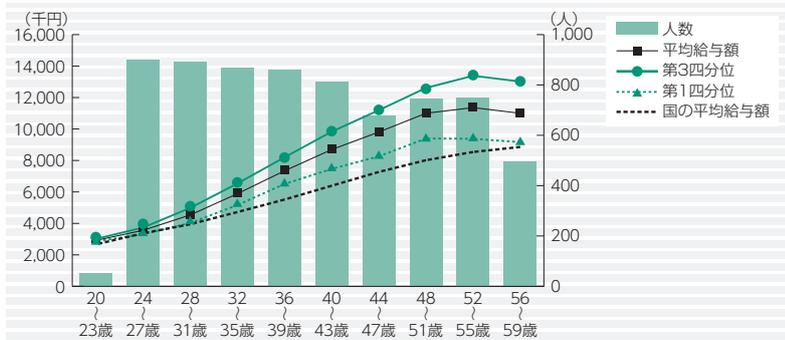
注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3：研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4：再任用職員のうち自動車運転手については、人員が2名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：任期付職員を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
管理職(部長級)	470	53.2	13,189	14,002	14,687
管理職(課長級)	1,610	47.5	10,066	11,089	12,168
非管理職	4,978	36.9	4,177	6,080	7,589

③職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員)
(常勤職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	7,042	470(6.7%)	1,610(22.9%)	4,962(70.5%)
年齢(最高～最低)(歳)		59～45	59～36	59～22
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		12,681～5,423	11,222～5,050	10,458～1,951
年間給与額(最高～最低)(千円)		17,394～7,159	15,916～6,527	13,834～2,625

(任期付職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	16	0(0.0%)	0(0.0%)	16(100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		—	—	63～29
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		—	—	2,930～2,490
年間給与額(最高～最低)(千円)		—	—	3,160～2,683

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	66.2	67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	33.8	32.9
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	46.3	47.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	53.7	52.2
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 128.9

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																		
指数の状況	対国家公務員 128.9 参考 地域勘案 126.8 学歴勘案 125.0 地域・学歴勘案 124.5																		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識(国際金融等)・能力(語学力、国際交渉力等)を有する人材である。 2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。 3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「124.5」となり、勘案前の「128.9」から「4.4」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。 ①民間金融機関との比較例 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与(千円)</th> <th>平均年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>7,888</td> <td>40.4</td> </tr> <tr> <td>都市銀行A</td> <td>8,782</td> <td>38.0</td> </tr> <tr> <td>信託銀行B</td> <td>8,349</td> <td>40.5</td> </tr> <tr> <td>地方銀行C</td> <td>8,140</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>地方銀行D</td> <td>7,826</td> <td>41.8</td> </tr> </tbody> </table> 注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成21年3月期)出所		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	7,888	40.4	都市銀行A	8,782	38.0	信託銀行B	8,349	40.5	地方銀行C	8,140	40.0	地方銀行D	7,826	41.8
	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																	
当公庫	7,888	40.4																	
都市銀行A	8,782	38.0																	
信託銀行B	8,349	40.5																	
地方銀行C	8,140	40.0																	
地方銀行D	7,826	41.8																	

	<p>②学歴別の人員構成(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>82.5</td> <td>11.3</td> <td>6.1</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>50.0</td> <td>12.7</td> <td>37.2</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3: 国家公務員のデータは、平成21年国家公務員給与等実態調査出所</p> <p>③地域別の人員構成(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>66.8</td> <td>33.2</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>57.9</td> <td>42.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 区分は、国家公務員の地域手当支給地区による。 注2: 当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3: 国家公務員のデータは、平成21年国家公務員給与等実態調査出所</p>		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	82.5	11.3	6.1	0.0	国家公務員行政職(一)	50.0	12.7	37.2	0.1		1～5級地	その他	当公庫	66.8	33.2	国家公務員行政職(一)	57.9	42.1
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																					
当公庫	82.5	11.3	6.1	0.0																					
国家公務員行政職(一)	50.0	12.7	37.2	0.1																					
	1～5級地	その他																							
当公庫	66.8	33.2																							
国家公務員行政職(一)	57.9	42.1																							
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.3% (国からの財政支出額 57,007,030千円、支出予算の総額 2,470,631,238千円：平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額：貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,930,613百万円(これにより株主資本合計は2,709,581百万円)(平成20年度決算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。</p>																								
講ずる措置	同業種である民間金融機関の給与水準や国家公務員との比較指標を勘案しつつ、人事院勧告・閣議決定も踏まえ、引き続き適正な給与水準となるよう努めていく。																								

○比較対象職員の状況

①表(職種別支給状況)の常勤職員の事務・技術職種7,042人及び①表(同)の任期付職員の事務・技術職種16人 計7,058人
7,058人の平均年齢40.4歳、平均年間給与7,876千円

III 総人件費について

区分	当年度(平成21年度)(千円)	前年度(平成20年度)(千円)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	66,341,157	34,252,966	— (—)
退職手当支給額(B)	4,719,769	2,947,081	— (—)
非常勤役員等給与(C)	1,231,536	436,415	— (—)
福利厚生費(D)	12,062,465	6,019,543	— (—)
最広義人件費(A+B+C+D)	84,354,927	43,656,003	— (—)

注1: 本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「前年度」欄には設立以降6ヵ月分の数値を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

注2: 各項目で端数処理を行っているため、各項目(A)～(D)の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とする。

2 進捗状況

- (1) 基準年度(平成17年度)の人員数
8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行)の役員数等の合計人数)
- (2) 各年度末の人員数
平成18年度: 8,323人(本法人設立前の旧機関の役員数等の合計人数)
平成19年度: 8,274人(本法人設立前の旧機関の役員数等の合計人数)
平成20年度: 8,141人
平成21年度: 8,129人
- (3) 各年度末の人員純減率
平成18年度: $(8,323 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 0.5\%$
平成19年度: $(8,274 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 1.1\%$
平成20年度: $(8,141 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.7\%$
平成21年度: $(8,129 - 8,364) \div 8,364 = \blacktriangle 2.8\%$

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人員数(人)	8,364	8,323	8,274	8,141	8,129
人員純減率(%)		▲0.5	▲1.1	▲2.7	▲2.8

IV 法人が必要と認める事項

特になし

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）（抜粋）

（目的）

第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（株式の政府保有）

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

（政府の出資）

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

（役員等の選任及び解任等の決議）

第六条 公庫の役員等（取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。）の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務（第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の場合により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

ては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(国内金融業務等の借入金及び社債)

第四十九条 公庫が国内金融業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する

政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(国際協力銀行業務の借入金及び社債)

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の方法及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係

る財務及び会計に関する事項 財務大臣

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十二号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	<p>農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達困難なものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。八において同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの コ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 イ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めるとを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十一	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。)を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。)が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十二	食品(飲食物品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) 証券化支援業務 (略)

別表第三(第十一条関係)

一	設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
二	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
三	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
四	外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
五	外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等(国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。
六	海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

平成22年8月発行

発行：株式会社 日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

